

## 市第162号議案 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の 基準等に関する条例等の一部改正

### 1 提案理由

令和3年1月25日に介護保険法、老人福祉法及び社会福祉法の規定に基づき「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（以下「基準省令」という。）」が公布されました。

これに伴い、関連する本市の条例の一部を改正します。

### 2 改正が必要な条例

- (1) 横浜市指定 介護老人福祉施設 の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第70号）（以下①とする。）
- (2) 横浜市 介護老人保健施設 の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第71号）（以下②とする。）
- (3) 横浜市指定 介護療養型医療施設 の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第72号）（以下③とする。）
- (4) 横浜市 介護医療院 の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年3月横浜市条例第23号）（以下④とする。）
- (5) 横浜市 養護老人ホーム の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第73号）（以下⑤とする。）
- (6) 横浜市 特別養護老人ホーム の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第74号）（以下⑥とする。）
- (7) 横浜市 軽費老人ホーム の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第75号）（以下⑦とする。）
- (8) 横浜市指定 居宅サービス の事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号）（以下⑧とする。）
- (9) 横浜市指定 地域密着型サービス の事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第77号）（以下⑨とする。）
- (10) 横浜市指定 居宅介護支援 の事業の人員、運営等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第51号）（以下⑩とする。）
- (11) 横浜市指定 介護予防サービス の事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第78号）（以下⑪とする。）
- (12) 横浜市指定 地域密着型介護予防サービス の事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第79号）（以下⑫とする。）
- (13) 横浜市指定 介護予防支援 等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第52号）（以下⑬とする。）

- (14) 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例（平成 30 年 3 月横浜市条例第 37 号）（以下⑭とする。）

### 3 改正の概要

国の基準省令で示された次の内容を改正します。なお、改正内容がいずれの条例に含まれるものかは、以下の各項目末尾に記載した①～⑭で示しています。

#### **(1) 感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築します。**

##### ア 感染症対策の強化

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組として委員会の設置、指針の整備、研修の実施、訓練の実施を義務付けます。＜3年の経過措置あり＞

【①～⑬】

##### イ 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務付けます。＜3年の経過措置あり＞ 【①～⑬】

##### ウ 災害への地域と連携した対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められている介護サービス事業者を対象に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることを義務付けます。【①～⑨、⑪、⑫】

#### **(2) 住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進します。**

ア 介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付けます。＜3年の経過措置あり＞ 【①～⑨、⑪、⑫】

イ 居宅療養管理指導について、多職種間での情報共有の観点から、介護支援事業者等への情報提供の方法、内容等を職種毎に明確化します。【⑧、⑪】

ウ 有床診療所が、令和 6 年 3 月 31 日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合、浴室については、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることで、一般浴槽以外の浴槽の設置を求める基準を緩和します。【④】

エ 施設系サービスにおける個室ユニット型施設について、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、現行の「おおむね 10 人以下」から「原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないもの」とします。【①、⑥、⑧、⑨、⑪】

オ 認知症高齢者グループホームについて、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、ユニット数を弾力化するとともに、サテライト型事業所の基準を創設します。【⑨、⑫】

カ 通所介護事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めなければならないこととします。【⑧、⑪】

キ 短期入所生活介護における看護職員の配置基準について、看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、看護職員を病院、診療所又は訪問看護ステーション等との密接かつ適切な連携により確保することを求めることとします。【⑧、⑪】

**(3) 制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進します。**

ア 施設系サービスについて、口腔衛生管理体制を整備し、入所者の状態に応じた口腔衛生管理の実施を求めます。＜3年の経過措置あり＞【①～④、⑨】

イ 施設系サービスについて、現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を位置付け、入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを求めます。【①～④、⑨】

＜3年の経過措置あり＞

ウ 全ての事業者に、CHASE(チェイス)・VISIT(ビジット)へのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上を推奨します。

【①～④、⑧～⑬】

**(4) 喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応します。**

ア ハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、適切なハラスメント対策を求めます。【①～⑬】

イ 運営基準において実施が求められる各種会議等の実施について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等のICTを活用した実施を認めます。【①～⑬】

ウ 夜間対応型訪問介護のオペレーターについて、併施設等の職員や、随時訪問サービスを行う訪問介護員等との兼務を可能とします。また、複数の事業所間での通報の受付の集約化、他の訪問介護事業所等への事業の一部委託を可能とします。【⑨】

エ 共用型認知症対応型通所事業所の管理者の配置基準について、事業所の管理上支障がない場合は、本体事業所の職務とあわせて、共用型認知症対応型通所介護の他の職務に従事することを可能とします。【⑨、⑫】

オ 認知症高齢者グループホームの夜勤職員体制について、現行の1ユニットごとに夜勤1人以上の配置から、3ユニットの場合に一定の要件の下、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることとします。【⑨、⑫】

カ 特別養護老人ホーム等の人員配置基準について、人材確保や職員定着の観点から、従来型とユニット型併設の場合の介護・看護職員の兼務を可能とします。また、小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合においても、管理者・介護職員の兼務を可能とします。【①～④、⑥、⑨、⑫】

キ 認知症高齢者グループホームの「第三者による外部評価」について、自己評価を運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該仕組みと既存の外部評価によるいずれかの評価を受けることとします。【⑨、⑫】

ク 認知症高齢者グループホームにおいて、人材の有効活用を図るため、介護支援専門員である計画作成担当者の配置基準を緩和します。【⑨、⑫】

ケ 利用者等への説明・同意について、電磁的な対応を原則認めます。また、署名・押印を求めないことが可能であることや代替手段を明示します。【①～⑬】

コ 地域密着型特別養護老人ホームの人員配置基準について、サテライト型居住施設において、本体施設が特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホームである場合に、本体施設の生活相談員により入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことを可能とします。また、サテライト型を除き、他の社会福祉施設等との連携を図ることにより入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことを可能とします。【⑥】

サ 諸記録の保存・交付等について、電磁的な対応を原則認めることとします。【①～⑬】

シ 運営規程等の重要事項の掲示について、事業所への掲示だけでなく、閲覧可能な形のファイル等で備え置くこと等を可能とします。【①～④、⑦～⑬】

#### **(5) 必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図ります。**

ア 事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとします。【⑧、⑨、⑪】

イ 区分支給限度基準額の利用割合が高く、訪問介護が利用サービスの大部分を占めるケアプランを作成する居宅介護支援事業者に対して、ケアプランの届出を求めることとします。＜令和3年10月1日施行＞【⑩】

ウ 居宅介護支援について、事業者が作成した計画に占める訪問介護等の各サービスの割合、及び同一サービス事業者が提供するものの割合について、利用者へ説明することを求めます。【⑩】

#### **(6) その他の事項**

ア 介護保険施設における事故発生の防止と発生時の適切な対応を推進する観点から、施設系サービスの事業者を対象に、事故発生の防止のための安全対策の担当者を定めることを義務付けます。＜6か月の経過措置あり＞【①～⑦、⑨】

イ 全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務付けます。＜3年の経過措置あり＞【①～⑬】

ウ 居宅介護支援について、管理者要件の経過措置期間を令和9年3月31日まで延長するとともに、やむを得ない理由がある場合は、管理者が主任介護支援専門員でない取扱いを可能とします。【⑭】

#### **4 施行予定日**

令和3年4月1日

なお、基準省令の施行日に合わせて、令和3年10月1日施行部分が一部あります。

# 新旧対照表（横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例）

現 行	改 正 案
<p>横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成 24 年 12 月 28 日横浜市条例第 70 号</p> <p>（目次第 6 章まで省略）</p> <p>第 7 章 雑則（第 56 条） 附則</p> <p>（第 1 条及び第 2 条省略）</p> <p>（基本方針等） 第 3 条 （第 1 項から第 3 項まで省略）</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>4 （本文省略）</p> <p>（従業者の員数） 第 4 条 指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が 40 人を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第 4 号の栄養士を置かないことができる。</p> <p>（第 1 号から第 3 号まで省略）</p> <p>(4) 栄養士 1 以上</p> <p>（第 5 号及び第 6 号省略）</p> <p>（第 2 項及び第 3 項省略）</p> <p>4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設（第 43 条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以</p>	<p>横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成 24 年 12 月 28 日横浜市条例第 70 号</p> <p>（目次第 6 章まで省略）</p> <p>第 7 章 雑則（第 56 条・第 57 条） 附則</p> <p>（第 1 条及び第 2 条省略）</p> <p>（基本方針等） 第 3 条 （第 1 項から第 3 項まで省略）</p> <p><u>4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>6 （本文省略）</p> <p>（従業者の員数） 第 4 条 指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が 40 人を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士 <u>又は管理栄養士</u> との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第 4 号の栄養士 <u>又は管理栄養士</u> を置かないことができる。</p> <p>（第 1 号から第 3 号まで省略）</p> <p>(4) 栄養士 <u>又は管理栄養士</u> 1 以上</p> <p>（第 5 号及び第 6 号省略）</p> <p>（第 2 項及び第 3 項省略）</p> <p>4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。<u>ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>下この項において同じ。)にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の当該指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第52条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)又は指定介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成24年12月横浜市条例第77号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。)第152条第1項に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)を併設する場合の当該指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定地域密着型サービス基準等条例第171条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(第5項から第9項まで省略)</p> <p>10 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設(指定地域密着型サービス基準等条例第153条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。)の本体施設(同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。)である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p> <p>(第5条から第14条まで省略)</p> <p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針) 第15条 (第1項から第7項まで省略)</p> <p>8 (本文省略)</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(第2号及び第3号省略)</p> <p>(第9項省略)</p>	<p>(第5項から第9項まで省略)</p> <p>10 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設(横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成24年12月横浜市条例第77号)第153条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。)の本体施設(同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。)である指定介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p> <p>(第5条から第14条まで省略)</p> <p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針) 第15条 (第1項から第7項まで省略)</p> <p>8 (本文省略)</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(第2号及び第3号省略)</p> <p>(第9項省略)</p>

現 行	改 正 案
<p>(施設サービス計画の作成) 第16条 (第1項から第5項まで省略)</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>(第7項から第12項まで省略)</p> <p>(第17条から第21条まで省略)</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(第22条から第27条まで省略)</p> <p>(運営規程) 第28条 (本文及び第1号から第7号まで省略)</p> <p>【新設】 (8) (本文省略)</p> <p>(勤務体制の確保等) 第29条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>(施設サービス計画の作成) 第16条 (第1項から第5項まで省略)</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。</u>）をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>(第7項から第12項まで省略)</p> <p>(第17条から第21条まで省略)</p> <p><u>(栄養管理)</u> 第21条の2 <u>指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p><u>(口腔衛生の管理)</u> 第21条の3 <u>指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p>(第22条から第27条まで省略)</p> <p>(運営規程) 第28条 (本文及び第1号から第7号まで省略)</p> <p><u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(9) (本文省略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等) 第29条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める</u></p>

現 行	改 正 案
<p>【新設】</p>	<p><u>者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第29条の2 <u>指定介護老人福祉施設は、感染症、非常災害等の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p>2 <u>指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p>3 <u>指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。</u></p>
<p>(第30条省略)</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第31条 (第1項省略)</p>	<p>(第30条省略)</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第31条 (第1項省略)</p>
<p>【新設】</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第32条 (第1項省略)</p>	<p>2 <u>指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第32条 (第1項省略)</p>
<p>2 (本文省略)</p> <p>(1) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(第2号省略)</p>	<p>2 (本文省略)</p> <p>(1) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(第2号省略)</p>
<p>(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</p>	<p>(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p>



現 行	改 正 案
<p>(第4号省略)</p> <p>(第33条省略)</p> <p>(掲示)</p> <p>第34条 (第1項省略)</p> <p>【新設】</p> <p>(第35条から第39条まで省略)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第40条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に<u>定める</u>措置を講じなければならない。</p> <p>(第1号及び第2号省略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>【新設】</p> <p>(第2項から第4項まで省略)</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(第41条及び第42条省略)</p>	<p>(第4号省略)</p> <p>(第33条省略)</p> <p>(掲示)</p> <p>第34条 (第1項省略)</p> <p><u>2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>(第35条から第39条まで省略)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第40条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に<u>掲げる</u>措置を講じなければならない。</p> <p>(第1号及び第2号省略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(第2項から第4項まで省略)</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p>第40条の2 <u>指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に関催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(第41条及び第42条省略)</p>

現 行	改 正 案
<p>(この章の趣旨)</p> <p>第43条 第3条 (第4項を除く。)、第3章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護老人福祉施設 (施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室 (当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。)) により一体的に構成される場所 (以下「ユニット」という。)) ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第44条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(設備)</p> <p>第45条 (本文省略)</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 居室</p> <p>(イ)居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、<u>おおむね10人以下としなければならない。</u></p> <p>(ウ) 一の居室の床面積等は、<u>次のいずれかを満たすこと。</u></p> <p>a <u>10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</u></p> <p>b <u>ユニットに属さない居室をユニットの居室として改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者相互間の視線の遮断を確保すること。</u></p> <p>(エ)省略</p> <p>(イからエまで省略)</p>	<p>(この章の趣旨)</p> <p>第43条 第3条 (第6項を除く。)、第3章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護老人福祉施設 (施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室 (当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。)) により一体的に構成される場所 (以下「ユニット」という。)) ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第44条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 <u>ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(設備)</p> <p>第45条 (本文省略)</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 居室</p> <p>(イ)居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</u></p> <p>(ウ) 一の居室の床面積は、<u>10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</u></p> <p>【削除】</p> <p>【削除】</p> <p>(エ)省略</p> <p>(イからエまで省略)</p>

現 行	改 正 案
<p>(第2号から第5号まで省略)</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(第46条省略)</p> <p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針) 第47条 (第1項から第9項まで省略)</p> <p>10 (本文省略)</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(第2号及び第3号省略)</p> <p>(第11項省略)</p> <p>(第48条から第50条まで省略)</p> <p>(運営規程) 第51条 (本文及び第1号から第8号まで省略)</p> <p>【新設】 (9) (本文省略)</p> <p>(勤務体制の確保等) 第52条 (第1項から第3項まで省略)</p> <p>4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>【新設】</p>	<p>(第2号から第5号まで省略)</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(第46条省略)</p> <p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針) 第47条 (第1項から第9項まで省略)</p> <p>10 (本文省略)</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u> を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(第2号及び第3号省略)</p> <p>(第11項省略)</p> <p>(第48条から第50条まで省略)</p> <p>(運営規程) 第51条 (本文及び第1号から第8号まで省略)</p> <p><u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> (10) (本文省略)</p> <p>(勤務体制の確保等) 第52条 (第1項から第3項まで省略)</p> <p>4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(第53条省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第54条 第6条から第12条まで、第14条、第16条、第19条、第21条から第27条まで及び第31条から第42条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第6条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第27条中「第16条」とあるのは「第54条において準用する第16条」と、第27条第5号及び第42条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第47条第7項」と、第27条第6号及び第42条第2項第5号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、第27条第7号及び第42条第2項第6号中「第40条第3項」とあるのは「第54条において準用する第40条第3項」と、第42条第1項第1号中「第29条第1項」とあるのは「第52条第1項」と、第42条第2項第2号中「第12条第2項」とあるのは「第54条において準用する第12条第2項」と、第42条第2項第4号中「第24条」とあるのは「第54条において準用する第24条」と読み替えるものとする。</p> <p>(第55条省略)</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	<p>(第53条省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第54条 第6条から第12条まで、第14条、第16条、第19条、第21条から第27条まで、<u>第29条の2</u>及び第31条から第42条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第6条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第27条中「第16条」とあるのは「第54条において準用する第16条」と、第27条第5号及び第42条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第47条第7項」と、第27条第6号及び第42条第2項第5号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、第27条第7号及び第42条第2項第6号中「第40条第3項」とあるのは「第54条において準用する第40条第3項」と、第42条第1項第1号中「第29条第1項」とあるのは「第52条第1項」と、第42条第2項第2号中「第12条第2項」とあるのは「第54条において準用する第12条第2項」と、第42条第2項第4号中「第24条」とあるのは「第54条において準用する第24条」と読み替えるものとする。</p> <p>(第55条省略)</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第56条 <u>指定介護老人福祉施設は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第9条第1項(第54条において準用する場合を含む。))及び第12条第1項(第54条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</u></p> <p><u>2 指定介護老人福祉施設は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類する行為(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁氣的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(委任) <u>第56条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>(委任) <u>第57条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>



新旧対照表（横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに  
運営の基準に関する条例）

現 行	改 正 案
<p>横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例 平成 24 年 12 月 28 日横浜市条例第 71 号</p> <p>（目次第 5 章まで省略）</p> <p>第 6 章 雑則（第 55 条） 附則</p> <p>（第 1 条及び第 2 条省略）</p> <p>（基本方針等） 第 3 条（第 1 項から第 3 項まで省略）</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p><u>4</u>（本文省略）</p> <p>（従業者の員数） 第 4 条（本文及び第 1 号から第 4 号まで省略）</p> <p>(5) 栄養士 入所定員 100 以上の介護老人保健施設にあつては、1 以上</p> <p>（第 6 号及び第 7 号省略）</p> <p>（第 2 項及び第 3 項省略）</p> <p>4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。<u>ただし、介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設（第 43 条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の当該介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</u></p> <p>（第 5 項省略）</p> <p>6 第 1 項第 3 号から第 6 号までの規定にかかわらず、サ</p>	<p>横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例 平成 24 年 12 月 28 日横浜市条例第 71 号</p> <p>（目次第 5 章まで省略）</p> <p>第 6 章 雑則（第 55 条・<u>第 56 条</u>） 附則</p> <p>（第 1 条及び第 2 条省略）</p> <p>（基本方針等） 第 3 条（第 1 項から第 3 項まで省略）</p> <p><u>4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p><u>6</u>（本文省略）</p> <p>（従業者の員数） 第 4 条（本文及び第 1 号から第 4 号まで省略）</p> <p>(5) 栄養士又は管理栄養士 入所定員 100 以上の介護老人保健施設にあつては、1 以上</p> <p>（第 6 号及び第 7 号省略）</p> <p>（第 2 項及び第 3 項省略）</p> <p>4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。<u>ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</u></p> <p>（第 5 項省略）</p> <p>6 第 1 項第 3 号から第 6 号までの規定にかかわらず、サ</p>

現 行	改 正 案
<p>テライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員 29 人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員</p> <p>(2) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員</p> <p>(3) 病院 栄養士（病床数 100 以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</p> <p>7 第 1 項第 3 号から第 6 号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員 29 人以下の介護老人保健施設であって、サテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。</p> <p>(第 2 号省略)</p> <p>(第 5 条省略)</p> <p>(構造設備の基準) 第 6 条（本文省略）</p>	<p>テライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員 29 人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員</p> <p>(2) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員</p> <p>(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士（病床数 100 以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</p> <p>7 第 1 項第 3 号から第 6 号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員 29 人以下の介護老人保健施設であって、サテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士若しくは管理栄養士 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士若しくは管理栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。</p> <p>(第 2 号省略)</p> <p>(第 5 条省略)</p> <p>(構造設備の基準) 第 6 条（本文省略）</p>



現 行	改 正 案
<p>(1) (本文省略)</p> <p>(ア省略)</p> <p>イ (本文省略)</p> <p>(ア) 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、<u>第32条</u>に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>(イ) <u>第32条</u>に規定する訓練については、<u>同条</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>((ウ)省略)</p> <p>(第2号から第7号省略)</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(第7条から第15条まで省略)</p> <p>(介護保健施設サービスの取扱方針) 第16条 (第1項から第7項まで省略)</p> <p>8 (本文省略)</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(第2号及び第3号省略)</p> <p>(第9項省略)</p> <p>(施設サービス計画の作成) 第17条 (第1項から第5項まで省略)</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p>	<p>(1) (本文省略)</p> <p>(ア省略)</p> <p>イ (本文省略)</p> <p>(ア) 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、<u>第32条第1項</u>に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>(イ) <u>第32条第1項</u>に規定する訓練については、<u>同項</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>((ウ)省略)</p> <p>(第2号から第7号省略)</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(第7条から第15条まで省略)</p> <p>(介護保健施設サービスの取扱方針) 第16条 (第1項から第7項まで省略)</p> <p>8 (本文省略)</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(<u>テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)</u>を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(第2号及び第3号省略)</p> <p>(第9項省略)</p> <p>(施設サービス計画の作成) 第17条 (第1項から第5項まで省略)</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)</u>が参加する場合には、<u>テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。</u>)をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス</p>

現 行	改 正 案
<p>(第7項から第12項まで省略)</p> <p>(第18条から第20条まで省略)</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(第21条から第28条まで省略)</p> <p>(運営規程) 第29条 (本文及び第1号から第6号まで省略)</p> <p>【新設】 (7) (本文省略)</p> <p>(勤務体制の確保等) 第30条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	<p>計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>(第7項から第12項まで省略)</p> <p>(第18条から第20条まで省略)</p> <p><u>(栄養管理)</u> 第20条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</p> <p><u>(口腔衛生の管理)</u> 第20条の3 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</p> <p>(第21条から第28条まで省略)</p> <p>(運営規程) 第29条 (本文及び第1号から第6号まで省略)</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(8) (本文省略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等) 第30条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該介護老人保健施設は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u> 第30条の2 介護老人保健施設は、感染症、非常災害等の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」とい</p>

現 行	改 正 案
<p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(第 31 条省略)</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第 32 条 (第 1 項省略)</p> <p>【新設】</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第 33 条 (第 1 項省略)</p> <p>2 (本文省略)</p> <p>(1) 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(第 2 号省略)</p> <p>(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(第 4 号省略)</p> <p>(第 34 条省略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第 35 条 (第 1 項省略)</p> <p>【新設】</p> <p>(第 36 条から第 38 条まで省略)</p>	<p><u>う。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。</u></p> <p>(第 31 条省略)</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第 32 条 (第 1 項省略)</p> <p>2 <u>介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第 33 条 (第 1 項省略)</p> <p>2 (本文省略)</p> <p>(1) 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(第 2 号省略)</p> <p>(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修<u>並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</u>を定期的実施すること。</p> <p>(第 4 号省略)</p> <p>(第 34 条省略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第 35 条 (第 1 項省略)</p> <p>2 <u>介護老人保健施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u></p> <p>(第 36 条から第 38 条まで省略)</p>

現 行	改 正 案
<p>(地域との連携等) 第39条 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う<u>等</u>の地域との交流に努めなければならない。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応) 第40条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に<u>定める</u>措置を講じなければならない。</p> <p>(第1号及び第2号省略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p><b>【新設】</b></p> <p>(第2項から第4項まで省略)</p> <p><b>【新設】</b></p> <p>(第41条から第42条まで省略)</p> <p>(この章の趣旨) 第43条 第3条(第4項を除く。)、第3章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型介護老人保健施設(施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室(当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。)により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の基本方</p>	<p>(地域との連携等) 第39条 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う<u>ことその他の</u>地域との交流に努めなければならない。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応) 第40条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に<u>掲げる</u>措置を講じなければならない。</p> <p>(第1号及び第2号省略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(第2項から第4項まで省略)</p> <p><u>(虐待の防止)</u> 第40条の2 <u>介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(第41条から第42条まで省略)</p> <p>(この章の趣旨) 第43条 第3条(第6項を除く。)、第3章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型介護老人保健施設(施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室(当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。)により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の基本方</p>

現 行	改 正 案
<p>針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。</p> <p>(基本方針) 第44条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(施設) 第45条 (第1項から第3項まで省略)</p> <p>4 (本文省略)</p> <p>(1) (本文省略)</p> <p>(ア省略)</p> <p>イ (本文省略)</p> <p>(7) 当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第54条において準用する第32条に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>(イ) 第54条において準用する第32条に規定する訓練については、<u>同条</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>((ウ)省略)</p> <p>(第2号から第7号まで省略)</p> <p>(第5項省略)</p> <p>(第46条省略)</p> <p>(介護保健施設サービスの取扱方針) 第47条 (第1項から第9項まで省略)</p> <p>10 (本文省略)</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員</p>	<p>針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。</p> <p>(基本方針) 第44条 (第1項及び第2項省略)</p> <p><u>3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(施設) 第45条 (第1項から第3項まで省略)</p> <p>4 (本文省略)</p> <p>(1) (本文省略)</p> <p>(ア省略)</p> <p>イ (本文省略)</p> <p>(7) 当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第54条において準用する第32条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>(イ) 第54条において準用する第32条第1項に規定する訓練については、<u>同項</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>((ウ)省略)</p> <p>(第2号から第7号まで省略)</p> <p>(第5項省略)</p> <p>(第46条省略)</p> <p>(介護保健施設サービスの取扱方針) 第47条 (第1項から第9項まで省略)</p> <p>10 (本文省略)</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員</p>

現 行	改 正 案
<p>会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(第2号及び第3号省略)</p> <p>(第11項省略)</p> <p>(第48条から第50条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第51条 (本文及び第1号から第7号まで省略)</p> <p><b>【新設】</b></p> <p><u>(8)</u> (本文省略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第52条 (第1項から第3項まで省略)</p> <p>4 ユニット型介護老人保健施設は、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p><b>【新設】</b></p> <p>(第53条省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条まで、第23条、第25条から第28条まで及び第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第28条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と、第28条第4号及び第42条第2項第6号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、第28条第5号及び第42条第2項第7</p>	<p>会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(第2号及び第3号省略)</p> <p>(第11項省略)</p> <p>(第48条から第50条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第51条 (本文及び第1号から第7号まで省略)</p> <p><u>(8)</u> 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p><u>(9)</u> (本文省略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第52条 (第1項から第3項まで省略)</p> <p>4 ユニット型介護老人保健施設は、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該ユニット型介護老人保健施設は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(第53条省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から<u>第20条の3</u>まで、第23条、第25条から第28条まで、<u>第30条の2</u>及び第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第28条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と、第28条第4号及び第42条第2項第6号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、第28条第5号及び</p>

現 行	改 正 案
<p>号中「第40条第3項」とあるのは「第54条において準用する第40条第3項」と、第42条第1項第1号中「第30条第1項」とあるのは「第52条第1項」と、第42条第2項第2号中「第12条第4項」とあるのは「第54条において準用する第12条第4項」と、第42条第2項第3号中「第13条第2項」とあるのは「第54条において準用する第13条第2項」と、第42条第2項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と、第42条第2項第5号中「第25条」とあるのは「第54条において準用する第25条」と読み替えるものとする。</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(委任) 第55条 (本文省略)</p>	<p>第42条第2項第7号中「第40条第3項」とあるのは「第54条において準用する第40条第3項」と、第42条第1項第1号中「第30条第1項」とあるのは「第52条第1項」と、第42条第2項第2号中「第12条第4項」とあるのは「第54条において準用する第12条第4項」と、第42条第2項第3号中「第13条第2項」とあるのは「第54条において準用する第13条第2項」と、第42条第2項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と、第42条第2項第5号中「第25条」とあるのは「第54条において準用する第25条」と読み替えるものとする。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第55条 介護老人保健施設は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第10条第1項(第54条において準用する場合を含む。))及び第13条第1項(第54条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 介護老人保健施設は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類する行為(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。</p> <p>(委任) 第56条 (本文省略)</p>





新旧対照表（横浜市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例）

現 行	改 正 案
<p>横浜市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例 平成 24 年 12 月 28 日横浜市条例第 72 号</p> <p>（目次第 4 章まで省略）</p> <p>第 5 章 雑則（第 42 条） 附則</p> <p>（第 1 条及び第 2 条省略）</p> <p>（基本方針等） 第 3 条（第 1 項から第 3 項まで省略）</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p><u>4</u>（本文省略）</p> <p>（従業者の員数） 第 4 条（本文省略）</p> <p>(1) 医師、<u>薬剤師及び栄養士</u> それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上</p> <p>（第 2 号から第 4 号まで省略）</p> <p>【新設】</p> <p><u>(5)</u>（本文省略）</p> <p>（第 2 項省略）</p> <p>3（本文省略）</p> <p>(1) 医師、<u>薬剤師及び栄養士</u> それぞれ医療法上必要とされる数以上</p> <p>（第 2 号から第 5 号まで省略）</p>	<p>横浜市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例 平成 24 年 12 月 28 日横浜市条例第 72 号</p> <p>（目次第 4 章まで省略）</p> <p>第 5 章 雑則（第 42 条・第 43 条） 附則</p> <p>（第 1 条及び第 2 条省略）</p> <p>（基本方針等） 第 3 条（第 1 項から第 3 項まで省略）</p> <p><u>4</u> 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p><u>5</u> 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p><u>6</u>（本文省略）</p> <p>（従業者の員数） 第 4 条（本文省略）</p> <p>(1) 医師<u>及び薬剤師</u> それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上</p> <p>（第 2 号から第 4 号まで省略）</p> <p><u>(5)</u> <u>栄養士又は管理栄養士</u> 療養病床が 100 以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1 以上</p> <p><u>(6)</u>（本文省略）</p> <p>（第 2 項省略）</p> <p>3（本文省略）</p> <p>(1) 医師<u>及び薬剤師</u> それぞれ医療法上必要とされる数以上</p> <p>（第 2 号から第 5 号まで省略）</p>

現 行	改 正 案
<p>【新設】</p> <p>(6) (本文省略)</p> <p>(第4項及び第5項省略)</p> <p>6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、<u>第1項第5号及び第3項第6号</u>の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が100又はその端数を増すごとに1とする。</p> <p>7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、<u>介護職員を除き</u>、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>8 第1項第5号、第3項第6号及び第6項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。</p> <p>(第9項及び第10項省略)</p> <p>(第5条から第16条まで省略)</p> <p>(指定介護療養施設サービスの取扱方針) 第17条 (第1項から第7項まで省略)</p> <p>8 (本文省略)</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(第2号及び第3号省略)</p> <p>(第9項省略)</p> <p>(施設サービス計画の作成)</p>	<p>(6) <u>栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1以上</u></p> <p>(7) (本文省略)</p> <p>(第4項及び第5項省略)</p> <p>6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、<u>第1項第6号及び第3項第7号</u>の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が100又はその端数を増すごとに1とする。</p> <p>7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、<u>入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>8 第1項第6号、第3項第7号及び第6項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。</p> <p>(第9項及び第10項省略)</p> <p>(第5条から第16条まで省略)</p> <p>(指定介護療養施設サービスの取扱方針) 第17条 (第1項から第7項まで省略)</p> <p>8 (本文省略)</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (<u>テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。</u>) を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(第2号及び第3号省略)</p> <p>(第9項省略)</p> <p>(施設サービス計画の作成)</p>

現 行	改 正 案
<p>第18条 (第1項から第5項まで省略)</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>(第7項から第12項まで省略)</p> <p>(第19条から第20条まで省略)</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(第21条から第27条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第28条 (本文及び第1号から第6号まで省略)</p> <p>【新設】</p> <p><u>(7)</u> (本文省略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第29条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>第18条 (第1項から第5項まで省略)</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族（以下この項において「入院患者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。</u>）をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>(第7項から第12項まで省略)</p> <p>(第19条から第20条まで省略)</p> <p><u>(栄養管理)</u></p> <p><u>第20条の2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p><u>(口腔衛生の管理)</u></p> <p><u>第20条の3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p>(第21条から第27条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第28条 (本文及び第1号から第6号まで省略)</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(8) (本文省略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第29条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該指定介護療養型医療施設は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全</u></p>

現 行	改 正 案
<p>【新設】</p>	<p><u>ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p>第29条の2 <u>指定介護療養型医療施設は、感染症、非常災害等の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p>2 <u>指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p>3 <u>指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。</u></p>
<p>(第30条省略)</p>	<p>(第30条省略)</p>
<p>(非常災害対策) 第31条 (第1項省略)</p>	<p>(非常災害対策) 第31条 (第1項省略)</p>
<p>【新設】</p>	<p>2 <u>指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p>
<p>(衛生管理等) 第32条 (第1項省略)</p>	<p>(衛生管理等) 第32条 (第1項省略)</p>
<p>2 (本文省略)</p>	<p>2 (本文省略)</p>
<p>(1) 当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、当該指定介護療養型医療施設の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>(1) 当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、当該指定介護療養型医療施設の従業者に周知徹底を図ること。</p>
<p>(第2号省略)</p>	<p>(第2号省略)</p>
<p>(3) 当該指定介護療養型医療施設において、当該指定介護療養型医療施設の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</p>	<p>(3) 当該指定介護療養型医療施設において、当該指定介護療養型医療施設の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修<u>並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</u>を定期的実施すること。</p>

現 行	改 正 案
<p>(第4号省略)</p> <p>(第33条省略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第34条 (第1項省略)</p> <p><b>【新設】</b></p> <p>(第35条から第37条まで省略)</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第38条 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う<u>等</u>の地域との交流に努めなければならない。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第39条 (本文及び第1号及び第2号省略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び当該指定介護療養型医療施設の従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p><b>【新設】</b></p> <p>(第2項から第4項まで省略)</p> <p><b>【新設】</b></p>	<p>(第4号省略)</p> <p>(第33条省略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第34条 (第1項省略)</p> <p><u>2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u></p> <p>(第35条から第37条まで省略)</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第38条 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う<u>ことその他</u>の地域との交流に努めなければならない。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第39条 (本文及び第1号及び第2号省略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び当該指定介護療養型医療施設の従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(第2項から第4項まで省略)</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p>第39条の2 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p><u>(1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p>



新旧対照表（横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例）

現 行	改 正 案
<p>横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例 平成 30 年 3 月 27 日横浜市条例第 23 号</p> <p>（目次第 5 章まで省略）</p> <p>第 6 章 雑則（第 55 条） 附則</p> <p>（第 1 条から第 2 条まで省略）</p> <p>（基本方針等） 第 3 条（第 1 項から第 3 項まで省略）</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>4（本文省略）</p> <p>（従業者の員数） 第 4 条（本文及び第 1 号から第 4 号まで省略）</p> <p>(5) 栄養士 入所定員 100 以上の介護医療院にあつては、1 以上</p> <p>（第 6 号から第 8 号まで省略）</p> <p>（第 2 項及び第 3 項省略）</p> <p>4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。<u>ただし、介護医療院（ユニット型介護医療院（第 43 条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</u></p> <p>（第 5 項及び第 6 項省略）</p> <p>（第 5 条省略）</p>	<p>横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例 平成 30 年 3 月 27 日横浜市条例第 23 号</p> <p>（目次第 5 章まで省略）</p> <p>第 6 章 雑則（第 55 条・第 56 条） 附則</p> <p>（第 1 条から第 2 条まで省略）</p> <p>（基本方針等） 第 3 条（第 1 項から第 3 項まで省略）</p> <p>4 <u>介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>6（本文省略）</p> <p>（従業者の員数） 第 4 条（本文及び第 1 号から第 4 号まで省略）</p> <p>(5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 入所定員 100 以上の介護医療院にあつては、1 以上</p> <p>（第 6 号から第 8 号まで省略）</p> <p>（第 2 項及び第 3 項省略）</p> <p>4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。<u>ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</u></p> <p>（第 5 項及び第 6 項省略）</p> <p>（第 5 条省略）</p>

現 行	改 正 案
<p>(構造設備の基準) 第6条 (本文省略)</p> <p>(1) (本文省略)</p> <p>(ア省略)</p> <p>イ (本文省略)</p> <p>(ア) 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第32条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>(イ) 第32条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>((ウ)省略)</p> <p>(第2号から第8号まで省略)</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(第7条から第15条まで省略)</p> <p>(介護医療院サービスの取扱方針) 第16条 (第1項から第7項まで省略)</p> <p>8 (本文省略)</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(第2号及び第3号省略)</p> <p>(第9項省略)</p> <p>(施設サービス計画の作成) 第17条 (第1項から第5項まで省略)</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者(以下「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p>	<p>(構造設備の基準) 第6条 (本文省略)</p> <p>(1) (本文省略)</p> <p>(ア省略)</p> <p>イ (本文省略)</p> <p>(ア) 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第32条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>(イ) 第32条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>((ウ)省略)</p> <p>(第2号から第8号まで省略)</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(第7条から第15条まで省略)</p> <p>(介護医療院サービスの取扱方針) 第16条 (第1項から第7項まで省略)</p> <p>8 (本文省略)</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(第2号及び第3号省略)</p> <p>(第9項省略)</p> <p>(施設サービス計画の作成) 第17条 (第1項から第5項まで省略)</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者(以下「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレ</p>



現 行	改 正 案
<p>(第7項から第12項まで省略)</p> <p>(第18条から第20条まで省略)</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(第21条から第28条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第29条 (本文及び第1号から第6号まで省略)</p> <p>【新設】</p> <p>(7) (本文省略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第30条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 介護医療院は、当該介護医療院の従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	<p><u>ビ</u>電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>(第7項から第12項まで省略)</p> <p>(第18条から第20条まで省略)</p> <p>(<u>栄養管理</u>)</p> <p><u>第20条の2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p>(<u>口腔衛生の管理</u>)</p> <p><u>第20条の3 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p>(第21条から第28条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第29条 (本文及び第1号から第6号まで省略)</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(8) (本文省略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第30条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 介護医療院は、当該介護医療院の従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該介護医療院は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(<u>業務継続計画の策定等</u>)</p>

現 行	改 正 案
<p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(第 31 条省略)</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第 32 条 (第 1 項省略)</p> <p>【新設】</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第 33 条 (第 1 項省略)</p> <p>2 (本文省略)</p> <p>(1) 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(第 2 号省略)</p> <p>(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(第 4 号省略)</p> <p>(第 3 項省略)</p> <p>(第 34 条省略)</p> <p>(掲示)</p> <p>第 35 条 (第 1 項省略)</p> <p>【新設】</p>	<p><u>第 30 条の 2 介護医療院は、感染症、非常災害等の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。</u></p> <p>(第 31 条省略)</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第 32 条 (第 1 項省略)</p> <p><u>2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第 33 条 (第 1 項省略)</p> <p>2 (本文省略)</p> <p>(1) 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(第 2 号省略)</p> <p>(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修<u>並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</u>を定期的実施すること。</p> <p>(第 4 号省略)</p> <p>(第 3 項省略)</p> <p>(第 34 条省略)</p> <p>(掲示)</p> <p>第 35 条 (第 1 項省略)</p> <p><u>2 介護医療院は、前項に規定する重要事項を記載した書</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(第 36 条から第 38 条まで省略)</p> <p>(地域との連携等) 第 39 条 介護医療院は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う<u>等</u>の地域との交流に努めなければならない。</p> <p>(第 2 項省略)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応) 第 40 条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に<u>定める</u>措置を講じなければならない。</p> <p>(第 1 号及び第 2 号省略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p><b>【新設】</b></p> <p>(第 2 項から第 4 項まで省略)</p> <p><b>【新設】</b></p> <p>(第 41 条及び第 42 条省略)</p> <p>(この章の趣旨) 第 43 条 第 3 条 (第 4 項を除く。)、第 3 章及び前章の規定にかかわらず、<u>ユニット型介護医療院</u> (施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる</p>	<p><u>面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>(第 36 条から第 38 条まで省略)</p> <p>(地域との連携等) 第 39 条 介護医療院は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う<u>こと</u>その<u>他の</u>地域との交流に努めなければならない。</p> <p>(第 2 項省略)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応) 第 40 条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に<u>掲げる</u>措置を講じなければならない。</p> <p>(第 1 号及び第 2 号省略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会 (<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>) 及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p><u>(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(第 2 項から第 4 項まで省略)</p> <p><u>(虐待の防止)</u> 第 40 条の 2 <u>介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u> <u>(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(第 41 条及び第 42 条省略)</p> <p>(この章の趣旨) 第 43 条 第 3 条 (第 6 項を除く。)、第 3 章及び前章の規定にかかわらず、<u>ユニット型介護医療院</u> (施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる</p>

現 行	改 正 案
<p>共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。以下同じ。）の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。</p>	<p>共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。以下同じ。）の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。</p>
<p>（基本方針） 第44条 （第1項及び第2項省略）</p>	<p>（基本方針） 第44条 （第1項及び第2項省略）</p>
<p>【新設】</p>	<p><u>3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p><u>4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>
<p>（施設） 第45条 （第1項から第3項まで省略）</p>	<p>（施設） 第45条 （第1項から第3項まで省略）</p>
<p>4 （本文省略）</p>	<p>4 （本文省略）</p>
<p>(1) （本文省略）</p>	<p>(1) （本文省略）</p>
<p>（ア省略）</p>	<p>（ア省略）</p>
<p>イ （本文省略）</p>	<p>イ （本文省略）</p>
<p>(ア) 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第54条において準用する第32条に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p>	<p>(ア) 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第54条において準用する第32条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p>
<p>(イ) 第54条において準用する第32条に規定する訓練については、<u>同条</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p>	<p>(イ) 第54条において準用する第32条第1項に規定する訓練については、<u>同項</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p>
<p>((ウ)省略)</p>	<p>((ウ)省略)</p>
<p>(第2号から第8号まで省略)</p>	<p>(第2号から第8号まで省略)</p>
<p>(第5項省略)</p>	<p>(第5項省略)</p>
<p>(第46条省略)</p>	<p>(第46条省略)</p>
<p>（介護医療院サービスの取扱方針） 第47条 （第1項から第9項まで省略）</p>	<p>（介護医療院サービスの取扱方針） 第47条 （第1項から第9項まで省略）</p>

現 行	改 正 案
<p>10 (本文省略)</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(第2号及び第3号省略)</p> <p>(第11項省略)</p> <p>(第48条から第50条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第51条 (本文及び第1号から第7号まで省略)</p> <p><b>【新設】</b></p> <p><u>(8)</u> (本文省略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第52条 (第1項から第3項まで省略)</p> <p>4 ユニット型介護医療院は、当該ユニット型介護医療院の従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p><b>【新設】</b></p> <p>(第53条省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条まで、第23条、第25条から第28条まで及び第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「こ</p>	<p>10 (本文省略)</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u> を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(第2号及び第3号省略)</p> <p>(第11項省略)</p> <p>(第48条から第50条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第51条 (本文及び第1号から第7号まで省略)</p> <p><u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(9)</u> (本文省略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第52条 (第1項から第3項まで省略)</p> <p>4 ユニット型介護医療院は、当該ユニット型介護医療院の従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該ユニット型介護医療院は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(第53条省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条の3まで、第23条、第25条から第28条まで、<u>第30条の2</u>及び第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27</p>

現 行	改 正 案
<p>の章」とあるのは「第5章第3節」と、第42条第2項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と読み替えるものとする。</p>	<p>条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第42条第2項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と読み替えるものとする。</p>
<p>【新設】</p>	<p><u>(電磁的記録等)</u></p>
<p>【新設】</p>	<p><u>第55条 介護医療院は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第10条第1項（第54条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（第54条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p>
<p>（委任） 第55条 （本文省略）</p>	<p><u>2 介護医療院は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p>
<p>（委任） 第55条 （本文省略）</p>	<p>（委任） 第56条 （本文省略）</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>（第1項から第7項まで省略）</p>	<p>（第1項から第7項まで省略）</p>
<p>【新設】</p>	<p><u>8 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第5条第2項第3号イ及び第45条第2項第2号イの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。</u></p>

## 新旧対照表（横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例）

現 行	改 正 案
横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 平成 24 年 12 月 28 日横浜市条例第 73 号	横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 平成 24 年 12 月 28 日横浜市条例第 73 号
(目次第 1 章省略)	(目次第 1 章省略)
第 2 章 設備及び運営に関する基準（第 4 条—第 30 条）	第 2 章 設備及び運営に関する基準（第 4 条—第 30 条の <u>2</u> ）
第 3 章 雑則（第 31 条）	第 3 章 雑則（第 31 条・第 32 条）
附則	附則
(第 1 条及び第 2 条省略)	(第 1 条及び第 2 条省略)
(基本方針等)	(基本方針等)
第 3 条（第 1 項から第 3 項まで省略）	第 3 条（第 1 項から第 3 項まで省略）
<b>【新設】</b>	<u>4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>
<u>4</u> （本文省略）	<u>5</u> （本文省略）
(第 4 条から第 7 条まで省略)	(第 4 条から第 7 条まで省略)
(運営規程)	(運営規程)
第 8 条（本文及び第 1 号から第 6 号まで省略）	第 8 条（本文及び第 1 号から第 6 号まで省略）
<b>【新設】</b>	<u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u>
<u>(7)</u> （本文省略）	<u>(8)</u> （本文省略）
(非常災害対策)	(非常災害対策)
第 9 条（第 1 項及び第 2 項省略）	第 9 条（第 1 項及び第 2 項省略）
<b>【新設】</b>	<u>3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u>
(第 10 条から第 16 条まで省略)	(第 10 条から第 16 条まで省略)
(処遇の方針)	(処遇の方針)
第 17 条（第 1 項から第 7 項まで省略）	第 17 条（第 1 項から第 7 項まで省略）
8（本文省略）	8（本文省略）
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。	(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。)</u> を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果

現 行	改 正 案
<p>(第2号及び第3号省略)</p> <p>(第18条から第21条まで省略)</p> <p>(施設長の責務) 第22条 (第1項省略)</p> <p>2 施設長は、職員に第8条から第10条まで、第15条から前条まで及び次条から第30条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(第23条省略)</p> <p>(勤務体制の確保等) 第24条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(衛生管理等) 第25条 (第1項省略)</p> <p>2 (本文省略)</p>	<p>について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(第2号及び第3号省略)</p> <p>(第18条から第21条まで省略)</p> <p>(施設長の責務) 第22条 (第1項省略)</p> <p>2 施設長は、職員に第8条から第10条まで、第15条から前条まで及び次条から第30条の2までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(第23条省略)</p> <p>(勤務体制の確保等) 第24条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該養護老人ホームは、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(業務継続計画の策定等) 第24条の2 <u>養護老人ホームは、感染症、非常災害等の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。</u></p> <p>(衛生管理等) 第25条 (第1項省略)</p> <p>2 (本文省略)</p>



現 行	改 正 案
<p>(1) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、当該養護老人ホームの支援員その他の職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(第2号省略)</p> <p>(3) 当該養護老人ホームにおいて、当該養護老人ホームの支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(第4号省略)</p> <p>(第26条から第29条まで省略)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第30条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(第1号及び第2号省略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び当該養護老人ホームの支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>【新設】</p> <p>(第2項から第4項まで省略)</p> <p>【新設】</p>	<p>(1) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、当該養護老人ホームの支援員その他の職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(第2号省略)</p> <p>(3) 当該養護老人ホームにおいて、当該養護老人ホームの支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>(第4号省略)</p> <p>(第26条から第29条まで省略)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第30条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(第1号及び第2号省略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び当該養護老人ホームの支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(第2項から第4項まで省略)</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p>第30条の2 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p><u>(1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>



# 新旧対照表（横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例）

現 行	改 正 案
<p>横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 平成 24 年 12 月 28 日横浜市条例第 74 号</p> <p>（目次第 1 章省略）</p> <p>第 2 章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 （第 3 条—第 32 条）</p> <p>（第 3 章及び第 4 章省略）</p> <p>第 5 章 雑則（第 50 条） 附則</p> <p>（第 1 条から第 2 条まで省略）</p> <p>（基本方針等）</p> <p>第 3 条 （第 1 項から第 4 項まで省略）</p> <p>【新設】</p> <p>5 （本文省略）</p> <p>（第 4 条から第 6 条まで省略）</p> <p>（職員の専従）</p> <p>第 7 条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、<u>特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム（第 33 条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の当該特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員（第 41 条第 2 項（第 49 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。）並びに特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第 44 条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。）を併設する場合の当該特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>（運営規程）</p>	<p>横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 平成 24 年 12 月 28 日横浜市条例第 74 号</p> <p>（目次第 1 章省略）</p> <p>第 2 章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 （第 3 条—<u>第 32 条の 2</u>）</p> <p>（第 3 章及び第 4 章省略）</p> <p>第 5 章 雑則（第 50 条・<u>第 51 条</u>） 附則</p> <p>（第 1 条から第 2 条まで省略）</p> <p>（基本方針等）</p> <p>第 3 条 （第 1 項から第 4 項まで省略）</p> <p><u>5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>6 （本文省略）</p> <p>（第 4 条から第 6 条まで省略）</p> <p>（職員の専従）</p> <p>第 7 条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。<u>ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>（運営規程）</p>

現 行	改 正 案
<p>第8条 (本文及び第1号から第7号まで省略)</p> <p>【新設】</p> <p><u>(8)</u> (本文省略)</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第9条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>【新設】</p> <p>(第10条から第15条まで省略)</p> <p>(処遇の方針)</p> <p>第16条 (第1項から第7項まで省略)</p> <p>8 (本文省略)</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(第2号及び第3号省略)</p> <p>(第9項省略)</p> <p>(第17条から第23条の2まで省略)</p> <p>(施設長の責務)</p> <p>第24条 (第1項省略)</p> <p>2 施設長は、職員に第8条から第10条まで及び第13条から第32条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第25条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>第8条 (本文及び第1号から第7号まで省略)</p> <p><u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(9) (本文省略)</u></p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第9条 (第1項及び第2項省略)</p> <p><u>3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(第10条から第15条まで省略)</p> <p>(処遇の方針)</p> <p>第16条 (第1項から第7項まで省略)</p> <p>8 (本文省略)</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(第2号及び第3号省略)</p> <p>(第9項省略)</p> <p>(第17条から第23条の2まで省略)</p> <p>(施設長の責務)</p> <p>第24条 (第1項省略)</p> <p>2 施設長は、職員に第8条から第10条まで及び第13条から第32条の2までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第25条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該特別養護老人ホームは、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を</u></p>

現 行	改 正 案
<p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(第 26 条省略)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第 27 条 (第 1 項省略)</p> <p>2 (本文省略)</p> <p>(1) 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、当該特別養護老人ホームの介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(第 2 号省略)</p> <p>(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、当該特別養護老人ホームの介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(第 4 号省略)</p> <p>(第 28 条から第 31 条まで省略)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p>	<p><u>講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p>第 25 条の 2 <u>特別養護老人ホームは、感染症、非常災害等の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的</u><u>に実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。</u></p> <p>(第 26 条省略)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第 27 条 (第 1 項省略)</p> <p>2 (本文省略)</p> <p>(1) 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、当該特別養護老人ホームの介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(第 2 号省略)</p> <p>(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、当該特別養護老人ホームの介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>(第 4 号省略)</p> <p>(第 28 条から第 31 条まで省略)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p>

現 行	改 正 案
<p>第32条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(第1号及び第2号省略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び当該特別養護老人ホームの職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>【新設】</p> <p>(第2項から第4項まで省略)</p> <p>【新設】</p> <p>(この章の趣旨)</p> <p>第33条 前章(第3条第5項及び第12条を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホーム(施設の一部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。)により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第34条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>【新設】</p>	<p>第32条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(第1号及び第2号省略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び当該特別養護老人ホームの職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>(第2項から第4項まで省略)</p> <p>(虐待の防止)</p> <p>第32条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>(この章の趣旨)</p> <p>第33条 前章(第3条第6項及び第12条を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホーム(施設の一部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。)により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第34条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じ</p>

現 行	改 正 案
<p>(運営規程) 第35条 (本文及び第1号から第8号まで省略)</p> <p>【新設】 (9) (本文省略)</p> <p>(設備の基準) 第36条 (第1項から第3項まで省略) 4 (本文省略) (1) ユニット ア 居室 (ア)省略 (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、<u>おおむね10人以下としなければならない。</u> (ウ)省略 (エ) 一の居室の床面積等は、<u>次のいずれかを満たすこと。</u></p> <p>a <u>10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</u></p> <p>b <u>ユニットに属さない居室をユニットの居室として改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者相互間の視線の遮断を確保すること。</u></p> <p>((オ)から(ケ)まで省略) (イからエまで省略)</p> <p>(第2号から第4号まで省略)</p> <p>(第5項及び第6項省略)</p> <p>(サービスの取扱方針) 第37条 (第1項から第9項まで省略)</p> <p>10 (本文省略) (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の<u>従業者</u>に周知徹底を図ること。</p> <p>(第2号省略)</p>	<p><u>なければならない。</u></p> <p>(運営規程) 第35条 (本文及び第1号から第8号まで省略)</p> <p><u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(10) (本文省略)</u></p> <p>(設備の基準) 第36条 (第1項から第3項まで省略) 4 (本文省略) (1) ユニット ア 居室 (ア)省略 (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</u> (ウ)省略 (エ) 一の居室の床面積は、<u>10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>((オ)から(ケ)まで省略) (イからエまで省略)</p> <p>(第2号から第4号まで省略)</p> <p>(第5項及び第6項省略)</p> <p>(サービスの取扱方針) 第37条 (第1項から第9項まで省略)</p> <p>10 (本文省略) (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の<u>職員</u>に周知徹底を図ること。</p> <p>(第2号省略)</p>

現 行	改 正 案
<p>(3) 介護職員その他の<u>従業者</u>に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(第 11 項省略)</p> <p>(第 38 条から第 40 条まで省略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第 41 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)</p> <p>4 ユニット型特別養護老人ホームは、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p><b>【新設】</b></p> <p>(準用)</p> <p>第 43 条 第 4 条から第 7 条まで、第 9 条、第 10 条、第 13 条から第 15 条まで、第 19 条、第 21 条から第 24 条まで及び第 27 条から<u>第 32 条</u>までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第 10 条第 2 項第 2 号中「第 16 条第 3 項」とあるのは「第 37 条第 5 項」と、同項第 3 号中「第 16 条第 5 項」とあるのは「第 37 条第 7 項」と、同項第 4 号中「第 30 条第 2 項」とあるのは「第 43 条において準用する第 30 条第 2 項」と、同項第 5 号中「第 32 条第 3 項」とあるのは「第 43 条において準用する第 32 条第 3 項」と、第 24 条第 2 項中「第 8 条から第 10 条まで及び第 13 条から<u>第 32 条</u>まで」とあるのは「第 35 条及び第 37 条から第 42 条まで並びに第 43 条において準用する第 9 条、第 10 条、第 13 条から第 15 条まで、第 19 条、第 21 条から第 24 条まで及び第 27 条から<u>第 32 条</u>まで」と読み替えるものとする。</p> <p>(この章の趣旨)</p> <p>第 44 条 <u>第 2 章及び前章 (第 3 条第 5 項を除く。)</u> の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム (施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営ま</p>	<p>(3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(第 11 項省略)</p> <p>(第 38 条から第 40 条まで省略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第 41 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)</p> <p>4 ユニット型特別養護老人ホームは、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該ユニット型特別養護老人ホームは、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第 43 条 第 4 条から第 7 条まで、第 9 条、第 10 条、第 13 条から第 15 条まで、第 19 条、第 21 条から第 24 条まで、<u>第 25 条の 2 及び第 27 条から第 32 条の 2</u>までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第 10 条第 2 項第 2 号中「第 16 条第 3 項」とあるのは「第 37 条第 5 項」と、同項第 3 号中「第 16 条第 5 項」とあるのは「第 37 条第 7 項」と、同項第 4 号中「第 30 条第 2 項」とあるのは「第 43 条において準用する第 30 条第 2 項」と、同項第 5 号中「第 32 条第 3 項」とあるのは「第 43 条において準用する第 32 条第 3 項」と、第 24 条第 2 項中「第 8 条から第 10 条まで及び第 13 条から第 42 条まで並びに第 43 条において準用する第 9 条、第 10 条、第 13 条から第 15 条まで、第 19 条、第 21 条から第 24 条まで、<u>第 25 条の 2 及び第 27 条から第 32 条の 2</u>まで」と読み替えるものとする。</p> <p>(この章の趣旨)</p> <p>第 44 条 <u>前 2 章 (第 3 条第 6 項を除く。)</u> の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム (施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営ま</p>



現 行	改 正 案
<p>活が営まれ、これに対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。 (設備の基準)</p> <p>第45条 (第1項から第3項まで省略)</p> <p>4 (本文省略)</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 居室 (ア)省略</p> <p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。 ただし、一のユニットの入居定員は、<u>おおむね10人以下としなければならない。</u></p> <p>(ウ)省略</p> <p>(エ) 一の居室の床面積等は、<u>次のいずれかを満たすこと。</u></p> <p>a <u>10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</u></p> <p>b <u>ユニットに属さない居室をユニットの居室として改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者相互間の視線の遮断を確保すること。</u></p> <p>(オ)から(ケ)まで省略</p> <p>(イ)から(エ)まで省略</p> <p>(第2号から第4号まで省略)</p> <p>(第5項から第7項まで省略)</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第46条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める数の職員を置かななければならない。</p> <p>(第1号から第7号まで省略)</p> <p>(第2項から第8項まで省略)</p> <p>9 (本文省略)</p>	<p>れ、これに対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。 (設備の基準)</p> <p>第45条 (第1項から第3項まで省略)</p> <p>4 (本文省略)</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 居室 (ア)省略</p> <p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。 ただし、一のユニットの入居定員は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</u></p> <p>(ウ)省略</p> <p>(エ) 一の居室の床面積は、<u>10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(オ)から(ケ)まで省略</p> <p>(イ)から(エ)まで省略</p> <p>(第2号から第4号まで省略)</p> <p>(第5項から第7項まで省略)</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第46条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める数の職員を置かななければならない。<u>ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。</u></p> <p>(第1号から第7号まで省略)</p> <p>(第2項から第8項まで省略)</p> <p>9 (本文省略)</p>

現 行	改 正 案
<p>(1) 特別養護老人ホーム <u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員</p> <p>(第2号から第5号まで省略)</p> <p>(第10項から第14項まで省略)</p> <p>15 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設であるユニット型地域密着型特別養護老人ホームであつて、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの<u>入所者</u>の数及び当該サテライト型居住施設の<u>入所者</u>の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p> <p>(第47条省略)</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第48条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、横浜市職員又は当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>(第2項及び第3項まで省略)</p> <p>4 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する<u>入居者</u>からの苦情に関して、横浜市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の横浜市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第49条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第27条から第30条まで、第32条、第34条、第35条、第37条、第39条から第42条までの規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この</p>	<p>(1) 特別養護老人ホーム <u>生活相談員</u>、<u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員</p> <p>(第2号から第5号まで省略)</p> <p>(第10項から第14項まで省略)</p> <p>15 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設であるユニット型地域密着型特別養護老人ホームであつて、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの<u>入居者</u>の数及び当該サテライト型居住施設の<u>入居者</u>の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p> <p>(第47条省略)</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第48条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、横浜市職員又は当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（<u>テレビ電話装置等</u>を活用して行うことができるものとする。ただし、入居者又はその家族（以下この条において「<u>入居者等</u>」という。）が参加する場合にあつては、<u>テレビ電話装置等の活用について当該入居者等の同意を得なければならない。</u>）（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>(第2項及び第3項まで省略)</p> <p>4 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する<u>入居者等</u>からの苦情に関して、横浜市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の横浜市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第49条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、<u>第25条の2</u>、第27条から第30条まで、第32条、<u>第32条の2</u>、第34条、第35条、第37条、第39条から第42条までの規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホ</p>

現 行	改 正 案
<p>場合において、第10条第2項第2号中「第16条第3項」とあるのは「第49条において準用する第37条第5項」と、同項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第49条において準用する第37条第7項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第49条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第49条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条まで」とあるのは「第47条、第48条並びに第49条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第27条から第30条まで、第32条、第35条、第37条及び第39条から第42条まで」と読み替えるものとする。</p> <p>第5章 雑則 【新設】</p> <p>(委任) 第50条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>ームについて準用する。この場合において、第10条第2項第2号中「第16条第3項」とあるのは「第49条において準用する第37条第5項」と、同項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第49条において準用する第37条第7項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第49条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第49条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条の2まで」とあるのは「第47条、第48条並びに第49条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、<u>第25条の2</u>、第27条から第30条まで、第32条、<u>第32条の2</u>、第35条、第37条及び第39条から第42条まで」と読み替えるものとする。</p> <p>第5章 雑則 (電磁的記録等)</p> <p>第50条 <u>特別養護老人ホームは、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p>2 <u>特別養護老人ホームは、説明、同意その他これらに類する行為（以下この項において「説明等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p>(委任) 第51条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>



## 新旧対照表（横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例）

現 行	改 正 案
<p>横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 平成 24 年 12 月 28 日横浜市条例第 75 号</p> <p>（目次第 1 章省略）</p> <p>第 2 章 設備及び運営に関する基準（第 4 条—<u>第 34 条</u>）</p> <p>第 3 章 雑則（第 35 条） 附則</p> <p>（第 1 条及び第 2 条省略）</p> <p>（基本方針等）</p> <p>第 3 条 （第 1 項から第 3 項まで省略）</p> <p>【新設】</p> <p><u>4</u> （本文省略）</p> <p>（第 4 条から第 7 条まで省略）</p> <p>（運営規程）</p> <p>第 8 条 （本文及び第 1 号から第 6 号まで省略）</p> <p>【新設】</p> <p><u>(7)</u> （本文省略）</p> <p>（非常災害対策）</p> <p>第 9 条 （第 1 項及び第 2 項省略）</p> <p>【新設】</p> <p>（第 10 条から第 17 条まで省略）</p> <p>（サービス提供の方針）</p> <p>第 18 条 （第 1 項から第 6 項まで省略）</p> <p>7 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の<u>従業者</u>に周知徹底を図ること。</p>	<p>横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 平成 24 年 12 月 28 日横浜市条例第 75 号</p> <p>（目次第 1 章省略）</p> <p>第 2 章 設備及び運営に関する基準（第 4 条—<u>第 34 条の 2</u>）</p> <p>第 3 章 雑則（第 35 条・<u>第 36 条</u>） 附則</p> <p>（第 1 条及び第 2 条省略）</p> <p>（基本方針等）</p> <p>第 3 条 （第 1 項から第 3 項まで省略）</p> <p><u>4</u> 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p><u>5</u> （本文省略）</p> <p>（第 4 条から第 7 条まで省略）</p> <p>（運営規程）</p> <p>第 8 条 （本文及び第 1 号から第 6 号まで省略）</p> <p><u>(7)</u> <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(8)</u> （本文省略）</p> <p>（非常災害対策）</p> <p>第 9 条 （第 1 項及び第 2 項省略）</p> <p><u>3</u> 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>（第 10 条から第 17 条まで省略）</p> <p>（サービス提供の方針）</p> <p>第 18 条 （第 1 項から第 6 項まで省略）</p> <p>7 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）</u>を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。</p>

現 行	改 正 案
<p>(第2号省略)</p> <p>(3) 介護職員その他の<u>従業者</u>に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(第19条から第22条まで省略)</p> <p>(施設長の責務) 第23条 (第1項省略)</p> <p>2 施設長は、職員に第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第34条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(第24条省略)</p> <p>(勤務体制の確保等) 第25条 軽費老人ホームは、入所者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を<u>定めて</u>おかななければならない。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p><b>【新設】</b></p> <p><b>【新設】</b></p>	<p>(第2号省略)</p> <p>(3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(第19条から第22条まで省略)</p> <p>(施設長の責務) 第23条 (第1項省略)</p> <p>2 施設長は、職員に第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第34条の2までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(第24条省略)</p> <p>(勤務体制の確保等) 第25条 軽費老人ホームは、入所者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を<u>定め、これを記録して</u>おかななければならない。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該軽費老人ホームは、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(業務継続計画の策定等) 第25条の2 軽費老人ホームは、感染症、非常災害等の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、<u>当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(第 26 条省略)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第 27 条 (第 1 項省略)</p> <p>2 (本文省略)</p> <p>(1) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、当該軽費老人ホームの介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。</p> <p>(第 2 号省略)</p> <p>(3) 当該軽費老人ホームにおいて、当該軽費老人ホームの介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 20 年厚生労働省令第 107 号）の規定により厚生労働大臣が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p>(第 28 条省略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第 29 条 (第 1 項省略)</p> <p><b>【新設】</b></p> <p>(第 30 条から第 33 条まで省略)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第 34 条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に<u>定める措置</u>を講じなければならない。</p> <p>(第 1 号及び第 2 号省略)</p>	<p><u>3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。</u></p> <p>(第 26 条省略)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第 27 条 (第 1 項省略)</p> <p>2 (本文省略)</p> <p>(1) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、当該軽費老人ホームの介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。</p> <p>(第 2 号省略)</p> <p>(3) 当該軽費老人ホームにおいて、当該軽費老人ホームの介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修<u>並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</u>を定期的実施すること。</p> <p>(4) <u>前 3 号</u>に掲げるもののほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 20 年厚生労働省令第 107 号）の規定により厚生労働大臣が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p>(第 28 条省略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第 29 条 (第 1 項省略)</p> <p><u>2 軽費老人ホームは、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u></p> <p>(第 30 条から第 33 条まで省略)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第 34 条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に<u>掲げる措置</u>を講じなければならない。</p> <p>(第 1 号及び第 2 号省略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>及び当該軽費老</p>

現 行	改 正 案
<p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び当該軽費老人ホームの職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>【新設】</p> <p>(第2項から第4項まで省略)</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>第35条 (本文省略)</p> <p>附則</p> <p>(第1項省略)</p>	<p>人ホームの職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(第2項から第4項まで省略)</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p><u>第34条の2 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p><u>(電磁的記録等)</u></p> <p><u>第35条 軽費老人ホームは、作成、交付、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</u></p> <p><u>2 軽費老人ホームは、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類する行為(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。</u></p> <p>第36条 (本文省略)</p> <p>附則</p> <p>(第1項省略)</p> <p>(経過的軽費老人ホーム)</p>



現 行	改 正 案
<p>(経過的軽費老人ホーム)</p> <p>2 平成20年6月1日前から存する軽費老人ホーム(同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)のうち、軽費老人ホームA型(次項から附則第29項までの規定に適合する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)に該当するものとして市長が指定するものについては、第3条から第34条まで(第3条第4項を除く。)の規定にかかわらず、次項から附則第29項までに定めるところによる。</p> <p>(第3項から第5項まで省略)</p> <p><b>【新設】</b></p> <p>(軽費老人ホームA型の規模)</p> <p><u>6</u> (本文省略)</p> <p>(軽費老人ホームA型の設備の基準)</p> <p><u>7</u> (本文省略)</p> <p><u>8</u> (本文省略)</p> <p><u>9</u> (本文省略)</p> <p><u>10</u> (本文省略)</p> <p>(軽費老人ホームA型の職員配置の基準)</p> <p><u>11</u> (本文省略)</p> <p><u>12</u> (本文省略)</p> <p><u>13</u> (本文省略)</p> <p><u>14</u> 附則第11項及び附則第12項の常勤換算方法とは、当該職員の勤務延べ時間数を当該軽費老人ホームA型において常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p> <p><u>15</u> 附則第11項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p><u>16</u> 附則第11項第2号及び附則第12項第1号の生活相談員(主任生活相談員が配置されているときは、当該主任生活相談員)のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。</p>	<p>2 平成20年6月1日前から存する軽費老人ホーム(同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)のうち、軽費老人ホームA型(次項から附則第30項までの規定に適合する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)に該当するものとして市長が指定するものについては、第3条から第34条の2まで(第3条第5項を除く。)の規定にかかわらず、次項から附則第30項までに定めるところによる。</p> <p>(第3項から第5項まで省略)</p> <p><u>6</u> 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>(軽費老人ホームA型の規模)</p> <p><u>7</u> (本文省略)</p> <p>(軽費老人ホームA型の設備の基準)</p> <p><u>8</u> (本文省略)</p> <p><u>9</u> (本文省略)</p> <p><u>10</u> (本文省略)</p> <p><u>11</u> (本文省略)</p> <p>(軽費老人ホームA型の職員配置の基準)</p> <p><u>12</u> (本文省略)</p> <p><u>13</u> (本文省略)</p> <p><u>14</u> (本文省略)</p> <p><u>15</u> 附則第12項及び附則第13項の常勤換算方法とは、当該職員の勤務延べ時間数を当該軽費老人ホームA型において常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p> <p><u>16</u> 附則第12項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p><u>17</u> 附則第12項第2号及び附則第13項第1号の生活相談員(主任生活相談員が配置されているときは、当該主任生活相談員)のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p><u>18</u> 附則第12項第3号イ及び附則第13項第2号イの主任介護職員は、常勤の者でなければならない。</p>

現 行	改 正 案
<p>17 <u>附則第 11 項第 3 号イ及び附則第 12 項第 2 号イ</u>の主任介護職員は、常勤の者でなければならない。</p> <p>18 <u>附則第 11 項第 4 号及び附則第 12 項第 3 号イ</u>の看護職員のうち 1 人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>19 <u>附則第 11 項第 5 号</u>の栄養士は、常勤の者でなければならない。</p> <p>20 <u>附則第 11 項第 6 号</u>の事務員のうち 1 人（入所定員が 110 人を超える軽費老人ホーム A 型にあっては、2 人）は、常勤の者でなければならない。</p> <p>21 （本文省略）</p> <p>（軽費老人ホーム A 型の利用料の受領）</p> <p>22 （本文省略）</p> <p>23 （本文省略）</p> <p>24 <u>附則第 22 項第 2 号</u>の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して市長が定める額を上限額とする。 （軽費老人ホーム A 型における健康管理）</p> <p>25 （本文省略）</p> <p>（軽費老人ホーム A 型における生活相談員の責務）</p> <p>26 （本文及び第 1 号省略）</p> <p>(2) <u>附則第 29 項</u>において準用する第 32 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。</p> <p>(3) <u>附則第 29 項</u>において準用する第 34 条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。</p> <p>27 （本文省略）</p> <p>28 （本文省略）</p> <p>（準用）</p> <p>29 第 4 条から第 10 条まで、第 13 条から第 16 条まで、第 18 条から第 21 条まで、第 23 条及び第 25 条から第 34 条までの規定は、軽費老人ホーム A 型について準用する。この場合において、第 23 条第 2 項中「第 8 条から第 10 条まで、第 13 条から前条まで及び次条から第 34 条まで」とあるのは「<u>附則第 22 項から附則第 28 項まで並びに附則第 29 項</u>において準用する第 8 条から第 10 条まで、第 13 条から第 16 条まで、第 18 条から第 21 条まで及び第 25 条から第 34 条まで」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(協力歯科医療機関に係る経過措置)</u></p>	<p>19 <u>附則第 12 項第 4 号及び附則第 13 項第 3 号イ</u>の看護職員のうち 1 人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>20 <u>附則第 12 項第 5 号</u>の栄養士は、常勤の者でなければならない。</p> <p>21 <u>附則第 12 項第 6 号</u>の事務員のうち 1 人（入所定員が 110 人を超える軽費老人ホーム A 型にあっては、2 人）は、常勤の者でなければならない。</p> <p>22 （本文省略）</p> <p>（軽費老人ホーム A 型の利用料の受領）</p> <p>23 （本文省略）</p> <p>24 （本文省略）</p> <p>25 <u>附則第 23 項第 2 号</u>の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して市長が定める額を上限額とする。 （軽費老人ホーム A 型における健康管理）</p> <p>26 （本文省略）</p> <p>（軽費老人ホーム A 型における生活相談員の責務）</p> <p>27 （本文及び第 1 号省略）</p> <p>(2) <u>附則第 30 項</u>において準用する第 32 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。</p> <p>(3) <u>附則第 30 項</u>において準用する第 34 条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。</p> <p>28 （本文省略）</p> <p>29 （本文省略）</p> <p>（準用）</p> <p>30 第 4 条から第 10 条まで、第 13 条から第 16 条まで、第 18 条から第 21 条まで、第 23 条及び第 25 条から第 34 条の 2 までの規定は、軽費老人ホーム A 型について準用する。この場合において、第 23 条第 2 項中「第 8 条から第 10 条まで、第 13 条から前条まで及び次条から第 34 条の 2 まで」とあるのは「<u>附則第 23 項から附則第 29 項まで並びに附則第 30 項</u>において準用する第 8 条から第 10 条まで、第 13 条から第 16 条まで、第 18 条から第 21 条まで及び第 25 条から第 34 条の 2 まで」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>

現 行	改 正 案
<p>30 <u>この条例の施行の際現に存する軽費老人ホームが、この条例の施行の日において、第28条第2項及び前項において準用する第28条第2項に規定する協力歯科医療機関を定めていない場合における第28条第2項及び前項において準用する第28条第2項の規定の適用については、平成26年3月31日までの間は、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。</u></p>	



新旧対照表（横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例）

現 行	改 正 案
<p>横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例 平成 24 年 12 月 28 日横浜市条例第 76 号</p> <p>（目次第 14 章まで省略）</p> <p>第 15 章 雑則（第 257 条） 附則</p> <p>（第 1 条及び第 2 条省略）</p> <p>（指定居宅サービスの事業の一般原則） 第 3 条（第 1 項及び第 2 項省略）</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>（第 4 条から第 29 条まで省略）</p> <p>（運営規程） 第 30 条（本文及び第 1 号から第 6 号まで省略）</p> <p>【新設】 (7)（本文省略）</p> <p>（第 31 条省略）</p> <p>（勤務体制の確保等） 第 32 条（第 1 項から第 3 項まで省略）</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	<p>横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例 平成 24 年 12 月 28 日横浜市条例第 76 号</p> <p>（目次第 14 章まで省略）</p> <p>第 15 章 雑則（第 257 条・第 258 条） 附則</p> <p>（第 1 条及び第 2 条省略）</p> <p>（指定居宅サービスの事業の一般原則） 第 3 条（第 1 項及び第 2 項省略）</p> <p><u>3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（第 4 条から第 29 条まで省略）</p> <p>（運営規程） 第 30 条（本文及び第 1 号から第 6 号まで省略）</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(8)（本文省略）</u></p> <p>（第 31 条省略）</p> <p>（勤務体制の確保等） 第 32 条（第 1 項から第 3 項まで省略）</p> <p><u>4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（業務継続計画の策定等）</u> 第 32 条の 2 指定訪問介護事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務</p>

現 行	改 正 案
<p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(衛生管理等) 第33条 (第1項及び第2項省略)</p>	<p><u>再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。</u></p>
<p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	<p>(衛生管理等) 第33条 (第1項及び第2項省略)</p> <p><u>3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p>
<p>(掲示) 第34条 (第1項省略)</p> <p>【新設】</p>	<p>(掲示) 第34条 (第1項省略)</p> <p><u>2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p>
<p>(第35条から第38条まで省略)</p> <p>(地域との連携) 第39条 (第1項省略)</p>	<p>(第35条から第38条まで省略)</p> <p>(地域との連携等) 第39条 (第1項省略)</p>
<p>【新設】</p> <p>(第40条省略)</p>	<p><u>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(第40条省略)</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p>

現 行	改 正 案
<p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(第 41 条から第 51 条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 52 条 (本文及び第 1 号から第 7 号まで省略)</p> <p>【新設】</p> <p>(8) (本文省略)</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(第 53 条省略)</p>	<p><u>第 40 条の 2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(4) <u>前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(第 41 条から第 51 条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 52 条 (本文及び第 1 号から第 7 号まで省略)</p> <p>(8) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(9) (本文省略)</p> <p><u>(勤務体制の確保等)</u></p> <p><u>第 52 条の 2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定め、これを記録しておくなければならない。</u></p> <p><u>2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定訪問入浴介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての訪問入浴介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(第 53 条省略)</p>

現 行	改 正 案
<p>(準用) 第54条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、<u>第32条</u>から第36条まで及び第37条から第41条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第52条」と、第33条第2項中「設備」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」と読み替えるものとする。</p> <p>(第55条から第67条まで省略)</p> <p>(運営規程) 第68条 (本文及び第1号から第6号まで省略)</p> <p><b>【新設】</b> <u>(7)</u> (本文省略)</p> <p>(第69条から第75条まで省略)</p> <p>(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針) 第76条 (本文及び第1号から第4号まで省略)</p> <p>(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議(次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第128条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士等、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議をいう。以下同じ。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。</p> <p>(第77条省略)</p> <p>(運営規程) 第78条 (本文及び第1号から第5号まで省略)</p> <p><b>【新設】</b> <u>(6)</u> (本文省略)</p>	<p>(準用) 第54条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、<u>第32条の2</u>から第36条まで及び第37条から第41条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第52条」と、第33条第2項中「設備」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」と読み替えるものとする。</p> <p>(第55条から第67条まで省略)</p> <p>(運営規程) 第68条 (本文及び第1号から第6号まで省略)</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(8)</u> (本文省略)</p> <p>(第69条から第75条まで省略)</p> <p>(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針) 第76条 (本文及び第1号から第4号まで省略)</p> <p>(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議(次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第128条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士等、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議(<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)</u>が参加する場合にあっては、<u>テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>)をいう。以下同じ。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。</p> <p>(第77条省略)</p> <p>(運営規程) 第78条 (本文及び第1号から第5号まで省略)</p> <p><u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(7)</u> (本文省略)</p>



現 行	改 正 案
<p>(第 79 条から第 85 条まで省略)</p> <p>(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p> <p>第 86 条 (第 1 項省略)</p> <p>2 薬剤師、<u>歯科衛生士又は管理栄養士</u>の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(第 1 号から第 3 号まで省略)</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに<u>診療記録</u>を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(運営規程)</p>	<p>(第 79 条から第 85 条まで省略)</p> <p>(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p> <p>第 86 条 (第 1 項省略)</p> <p>2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(第 1 号から第 3 号まで省略)</p> <p>(4) <u>指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。</u></p> <p>(5) <u>前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。</u></p> <p>(6) <u>前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。</u></p> <p>(7) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに<u>記録</u>を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。</p> <p>3 <u>歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</u></p> <p>(1) <u>指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行う。</u></p> <p>(2) <u>指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。</u></p> <p>(3) <u>常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切な指定居宅療養管理指導を提供する。</u></p> <p>(4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに<u>記録</u>を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。</p> <p>(運営規程)</p>

現 行	改 正 案
<p>第 87 条 (本文及び第 1 号から第 5 号まで省略)</p> <p>【新設】  <u>(6)</u> (本文省略)</p> <p>(第 88 条から第 97 条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 98 条 (本文及び第 1 号から第 9 号まで省略)</p> <p>【新設】  <u>(10)</u> (本文省略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第 99 条 (第 1 項及び第 2 項省略)</p> <p>3 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所の<u>従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</u></p> <p>【新設】</p> <p>(第 100 条省略)</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第 101 条 (第 1 項省略)</p> <p>【新設】</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第 102 条 (第 1 項省略)</p> <p>2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>【新設】</p>	<p>第 87 条 (本文及び第 1 号から第 5 号まで省略)</p> <p><u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u>  <u>(7) (本文省略)</u></p> <p>(第 88 条から第 97 条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 98 条 (本文及び第 1 号から第 9 号まで省略)</p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u>  <u>(11) (本文省略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第 99 条 (第 1 項及び第 2 項省略)</p> <p>3 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所の<u>通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</u><u>この場合において、当該指定通所介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての通所介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(第 100 条省略)</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第 101 条 (第 1 項省略)</p> <p><u>2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第 102 条 (第 1 項省略)</p> <p>2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電</u></p>

現 行	改 正 案
<p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(事故発生時の対応) 第102条の2 (本文省略)</p> <p>(第103条省略)</p> <p>(準用) 第104条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条から第39条まで、第41条及び第51条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第98条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(第105条及び第106条省略)</p> <p>(準用) 第107条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条から第39条まで、第41条、第51条、第90条、第92条及び第93条第4項並びに前節(第104条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合にお</p>	<p>話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第102条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うことその他の地域との交流に努めなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応) 第102条の3 (本文省略)</p> <p>(第103条省略)</p> <p>(準用) 第104条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条の2、第41条及び第51条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第98条」と、同項、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(第105条及び第106条省略)</p> <p>(準用) 第107条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条の2、第41条、第51条、第90条、第92条及び第93条第4項並びに前節(第104条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用</p>

現 行	改 正 案
<p>いて、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第98条に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第28条及び第34条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第93条第4項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第96条第2号、第97条第5項及び第99条第2項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第103条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>（第108条から第129条まで省略）</p> <p>（運営規程） 第130条（本文及び第1号から第8号まで省略）</p> <p>【新設】 <u>(9)</u>（本文省略）</p> <p>（衛生管理等） 第131条（第1項省略）</p> <p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	<p>する。この場合において、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第98条に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第93条第4項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第96条第2号、第97条第5項、第99条第2項から第4項まで並びに第102条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第103条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>（第108条から第129条まで省略）</p> <p>（運営規程） 第130条（本文及び第1号から第8号まで省略）</p> <p><u>(9)</u> 虐待の防止のための措置に関する事項 <u>(10)</u>（本文省略）</p> <p>（衛生管理等） 第131条（第1項省略）</p> <p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p><u>(1)</u> 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。</p> <p><u>(2)</u> 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p><u>(3)</u> 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通</p>

現 行	改 正 案
<p>(第 132 条省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第 133 条 第 9 条から第 14 条まで、第 16 条から第 18 条まで、第 20 条、第 22 条、第 27 条、第 28 条、第 34 条、第 35 条、第 37 条から第 41 条まで、第 60 条、第 94 条及び第 99 条から第 101 条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第 9 条第 1 項中「第 30 条」とあるのは「第 130 条」と、第 14 条中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と、第 99 条第 2 項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(第 134 条省略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第 135 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)</p> <p>5 第 1 項第 2 号の生活相談員並びに同項第 3 号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち 1 人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が 20 人未満である併設事業所の場合にあっては、<u>この限りでない。</u></p> <p>【新設】</p> <p><u>6</u> (本文省略)</p> <p><u>7</u> 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第 117 条第 1 項から第 6 項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p><u>8</u> (本文省略)</p> <p><u>9</u> (本文省略)</p> <p>(第 136 条及び第 137 条省略)</p>	<p><u>所りハビリテーション従業者</u>に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>(第 132 条省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第 133 条 第 9 条から第 14 条まで、第 16 条から第 18 条まで、第 20 条、第 22 条、第 27 条、第 28 条、<u>第 32 条の 2</u>、第 34 条、第 35 条、第 37 条から第 41 条まで、第 60 条、第 94 条及び第 99 条から第 101 条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第 9 条第 1 項中「第 30 条」とあるのは「第 130 条」と、第 14 条中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と、第 99 条第 2 項から<u>第 4 項までの規定中</u>「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(第 134 条省略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第 135 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)</p> <p>5 第 1 項第 2 号の生活相談員のうち 1 人以上及び同項第 3 号の介護職員又は看護職員のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が 20 人未満である併設事業所の場合にあっては、<u>生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。</u></p> <p><u>6</u> 指定短期入所生活介護事業者は、第 1 項第 3 号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション(併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「併設本体施設」という。)を含む。)との密接な連携により看護職員を確保することとする。</p> <p><u>7</u> (本文省略)</p> <p><u>8</u> 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第 117 条第 1 項から第 7 項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p><u>9</u> (本文省略)</p> <p><u>10</u> (本文省略)</p> <p>(第 136 条及び第 137 条省略)</p>

現 行	改 正 案
<p>(設備及び備品等) 第138条 (本文及び第1号省略)</p> <p>(2) (本文省略) ア 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第157条において準用する第101条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 イ 第157条において準用する第101条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>(ウ省略)</p> <p>(第2項及び第3項省略)</p> <p>4 併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下「併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備(居室を除く。)を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。</p> <p>(第5項から第8項まで省略)</p> <p>(第139条から第150条まで省略)</p> <p>(運営規程) 第151条 (本文及び第1号から第8号まで省略)</p> <p>【新設】 (9) (本文省略)</p> <p>(第152条及び第153条省略)</p> <p>(衛生管理等) 第154条 (第1項省略)</p> <p>2 (本文省略)</p> <p>(1) 当該指定短期入所生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>(設備及び備品等) 第138条 (本文及び第1号省略)</p> <p>(2) (本文省略) ア 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第157条において準用する第101条第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 イ 第157条において準用する第101条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>(ウ省略)</p> <p>(第2項及び第3項省略)</p> <p>4 併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備(居室を除く。)を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。</p> <p>(第5項から第8項まで省略)</p> <p>(第139条から第150条まで省略)</p> <p>(運営規程) 第151条 (本文及び第1号から第8号まで省略)</p> <p>(9) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (10) (本文省略)</p> <p>(第152条及び第153条省略)</p> <p>(衛生管理等) 第154条 (第1項省略)</p> <p>2 (本文省略)</p> <p>(1) 当該指定短期入所生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者に周知徹底を図ること。</p>

現 行	改 正 案
<p>(第2号省略)</p> <p>(3) 当該指定短期入所生活介護事業所において、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応) 第155条 (本文及び第1号及び第2号省略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び当該指定短期入所生活介護事業所の従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>(第156条省略)</p> <p>(準用) 第157条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条、<u>第38条、第41条</u>、第51条、第99条及び第101条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と</u>、第99条第2項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(第158条及び第159条省略)</p> <p>(設備及び備品等) 第160条 (本文及び第1号省略)</p> <p>(2) (本文省略) ア 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第170条において準用する第157条において準用する<u>第101条</u>に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 イ 第170条において準用する第157条において準用する<u>第101条</u>に規定する訓練については、<u>同条</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>(ウ省略)</p> <p>(第2項から第5項まで省略)</p>	<p>(第2号省略)</p> <p>(3) 当該指定短期入所生活介護事業所において、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修<u>並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</u>を定期的実施すること。</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応) 第155条 (本文及び第1号及び第2号省略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会(<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>)及び当該指定短期入所生活介護事業所の従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>(第156条省略)</p> <p>(準用) 第157条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、<u>第32条の2</u>、第34条から第36条まで、<u>第37条から第41条まで(第39条第2項を除く。)</u>、第51条、第99条及び第101条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と</u>、第99条第2項から<u>第4項までの規定中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と</u>読み替えるものとする。</p> <p>(第158条及び第159条省略)</p> <p>(設備及び備品等) 第160条 (本文及び第1号省略)</p> <p>(2) (本文省略) ア 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第170条において準用する第157条において準用する<u>第101条第1項</u>に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 イ 第170条において準用する第157条において準用する<u>第101条第1項</u>に規定する訓練については、<u>同項</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>(ウ省略)</p> <p>(第2項から第5項まで省略)</p>

現 行	改 正 案
<p>6 (本文省略)</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 居室</p> <p>(ア)省略</p> <p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第143条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第141条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第169条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、<u>おおむね10人以下としなければならない。</u></p> <p>(ウ) <u>利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じては差し支えない。</u></p> <p>(エ)省略</p> <p>(イからエまで省略)</p> <p>(第2号省略)</p> <p>(第7項及び第8項省略)</p> <p>(第161条から第166条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第167条 (本文及び第1号から第9号まで省略)</p> <p>【新設】</p> <p>(10) (本文省略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第168条 (第1項から第3項まで省略)</p> <p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該ユニ</p>	<p>6 (本文省略)</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 居室</p> <p>(ア)省略</p> <p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第143条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第141条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第169条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</u></p> <p>(ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。</p> <p>(エ)省略</p> <p>(イからエまで省略)</p> <p>(第2号省略)</p> <p>(第7項及び第8項省略)</p> <p>(第161条から第166条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第167条 (本文及び第1号から第9号まで省略)</p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(11) (本文省略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第168条 (第1項から第3項まで省略)</p> <p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該ユニ</p>



現 行	改 正 案
<p>ット型指定短期入所生活介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>【新設】</p> <p>(第 169 条から第 170 条の 3 まで省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第 170 条の 4 第 10 条から第 14 条まで、第 16 条、第 17 条、第 20 条、第 22 条、第 27 条、第 34 条から第 36 条まで、第 37 条、<u>第 38 条、第 41 条、第 51 条、第 99 条、第 101 条、第 134 条及び第 136 条並びに第 4 節（第 157 条を除く。）</u>の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第 34 条中「運営規程」とあるのは「運営規程（第 151 条に規定する運営規程をいう。第 139 条第 1 項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。））」と、第 99 条第 2 項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第 139 条第 1 項中「第 151 条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第 142 条第 3 項、第 143 条第 1 項及び第 150 条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第 156 条第 1 項第 1 号中「次条において準用する第 99 条第 1 項」とあるのは「第 99 条第 1 項」と、同条第 2 項第 4 号中「次条において準用する第 20 条第 2 項」とあるのは「第 20 条第 2 項」と、同項第 5 号中「次条において準用する第 27 条」とあるのは「第 27 条」と、同項第 6 号中「次条において準用する第 38 条第 2 項」とあるのは「第 38 条第 2 項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(第 171 条から第 182 条まで省略)</p>	<p>ット型指定短期入所生活介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての短期入所生活介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(第 169 条から第 170 条の 3 まで省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第 170 条の 4 第 10 条から第 14 条まで、第 16 条、第 17 条、第 20 条、第 22 条、第 27 条、<u>第 32 条の 2、</u>第 34 条から第 36 条まで、<u>第 37 条から第 41 条まで（第 39 条第 2 項を除く。）</u>、第 51 条、第 99 条、第 101 条、<u>第 102 条、第 134 条及び第 136 条並びに第 4 節（第 157 条を除く。）</u>の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第 32 条の 2 第 2 項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。））」と、第 34 条第 1 項中「運営規程」とあるのは「運営規程（第 151 条に規定する運営規程をいう。第 139 条第 1 項において同じ。））」と、<u>同項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第 99 条第 2 項から第 4 項まで並びに第 102 条第 2 項第 1 号及び第 3 号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第 139 条第 1 項中「第 151 条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第 142 条第 3 項、第 143 条第 1 項及び第 150 条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第 156 条第 1 項第 1 号中「次条において準用する第 99 条第 1 項」とあるのは「第 99 条第 1 項」と、同条第 2 項第 4 号中「次条において準用する第 20 条第 2 項」とあるのは「第 20 条第 2 項」と、同項第 5 号中「次条において準用する第 27 条」とあるのは「第 27 条」と、同項第 6 号中「次条において準用する第 38 条第 2 項」とあるのは「第 38 条第 2 項」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>(第 171 条から第 182 条まで省略)</p>

現 行	改 正 案
<p>(運営規程) 第183条 (本文及び第1号から第6号まで省略)</p> <p>【新設】 (7) (本文省略)</p> <p>(第184条及び第185条省略)</p> <p>(準用) 第186条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条、第35条、第37条、<u>第38条、第41条、第51条、第99条、第101条、第139条、第140条第2項及び第153条から第155条までの規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第99条第2項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第139条中「第151条」とあるのは「第183条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(第187条から第194条まで省略)</p> <p>(運営規程) 第195条 (本文及び第1号から第6号まで省略)</p> <p>【新設】 (7) (本文省略)</p> <p>(勤務体制の確保等) 第196条 (第1項から第3項まで省略)</p> <p>4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>【新設】</p>	<p>(運営規程) 第183条 (本文及び第1号から第6号まで省略)</p> <p>(7) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (8) (本文省略)</p> <p>(第184条及び第185条省略)</p> <p>(準用) 第186条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、<u>第32条の2</u>、第34条、第35条、第37条から第41条まで (第39条第2項を除く。)、第51条、第99条、第101条、第139条、第140条第2項及び第153条から第155条までの規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、<u>第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第99条第2項から第4項までの規定中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第139条中「第151条」とあるのは「第183条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(第187条から第194条まで省略)</p> <p>(運営規程) 第195条 (本文及び第1号から第6号まで省略)</p> <p>(7) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (8) (本文省略)</p> <p>(勤務体制の確保等) 第196条 (第1項から第3項まで省略)</p> <p>4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての短期入所療養介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(第 197 条から第 207 条まで省略)</p> <p>(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針) 第 208 条 (第 1 項から第 7 項まで省略)</p> <p>8 (本文省略)</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(第 2 号及び第 3 号省略)</p> <p>(第 9 項省略)</p> <p>(第 209 条から第 213 条まで省略)</p> <p>(運営規程) 第 214 条 (本文及び第 1 号から第 8 号まで省略)</p> <p><b>【新設】</b> <u>(9)</u> (本文省略)</p> <p>(勤務体制の確保等) 第 215 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)</p> <p>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p><b>【新設】</b></p>	<p><u>を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(第 197 条から第 207 条まで省略)</p> <p>(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針) 第 208 条 (第 1 項から第 7 項まで省略)</p> <p>8 (本文省略)</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u> を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(第 2 号及び第 3 号省略)</p> <p>(第 9 項省略)</p> <p>(第 209 条から第 213 条まで省略)</p> <p>(運営規程) 第 214 条 (本文及び第 1 号から第 8 号まで省略)</p> <p><u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(10)</u> (本文省略)</p> <p>(勤務体制の確保等) 第 215 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)</p> <p>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、指定特定施設入居者生活介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての特定施設従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(第 216 条から第 218 条まで省略)</p> <p>(準用) 第 219 条 第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 27 条、第 34 条から第 36 条まで、第 37 条、第 38 条、第 40 条、<u>第 41 条</u>、第 50 条、第 51 条、第 101 条、第 102 条及び第 146 条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第 34 条中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と</u>、第 50 条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(第 220 条から第 226 条まで省略)</p> <p>(運営規程) 第 227 条 (本文及び第 1 号から第 9 号まで省略)</p> <p>【新設】 (10) (本文省略)</p> <p>(第 228 条及び第 229 条省略)</p> <p>(準用) 第 230 条 第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 27 条、第 34 条から第 36 条まで、第 37 条、第 38 条、第 40 条、<u>第 41 条</u>、第 50 条、第 51 条、第 101 条、第 102 条、第 204 条、第 206 条から第 209 条まで、第 212 条、第 213 条及び第 215 条から第 217 条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第 34 条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と</u>、第 35 条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第 50 条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第 206 条第 2 項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、<u>第 209 条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と</u>、第 215 条第 1 項中「適切な指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、同条第 2 項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第 3 項中「指定特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。</p>	<p>(第 216 条から第 218 条まで省略)</p> <p>(準用) 第 219 条 第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 27 条、<u>第 32 条の 2</u>、第 34 条から第 36 条まで、第 37 条、第 38 条、第 40 条から第 41 条まで、第 50 条、第 51 条、第 101 条、第 102 条及び第 146 条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と</u>、第 50 条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、<u>第 102 条第 2 項第 1 号及び第 3 号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(第 220 条から第 226 条まで省略)</p> <p>(運営規程) 第 227 条 (本文及び第 1 号から第 9 号まで省略)</p> <p>(10) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (11) (本文省略)</p> <p>(第 228 条及び第 229 条省略)</p> <p>(準用) 第 230 条 第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 27 条、<u>第 32 条の 2</u>、第 34 条から第 36 条まで、第 37 条、第 38 条、第 40 条から第 41 条まで、第 50 条、第 51 条、第 101 条、第 102 条、第 204 条、第 206 条から第 209 条まで、第 212 条、第 213 条及び第 215 条から第 217 条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第 32 条の 2 第 2 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と</u>、第 34 条第 1 項中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第 35 条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第 50 条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、<u>第 102 条第 2 項第 1 号及び第 3 号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と</u>、第 206 条第 2 項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、<u>第 209 条第 3 項及び第 6 項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と</u>、第 215 条第 1 項及び第 5 項中「適切な指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、同条第 2 項中「指定特定施設入居者生活介護</p>

現 行	改 正 案
<p>(第 231 条から第 238 条まで省略)</p> <p>(運営規程) 第 239 条 (本文及び第 1 号から第 5 号まで省略)</p> <p>【新設】 (6) (本文省略)</p> <p>(第 240 条及び第 241 条省略)</p> <p>(衛生管理等) 第 242 条 (第 1 項から第 5 項まで省略)</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(揭示及び目録の備付け) 第 243 条 (第 1 項省略)</p> <p>【新設】</p> <p><u>2</u> (本文省略)</p> <p>(第 244 条省略)</p> <p>(準用) 第 245 条 第 9 条から第 20 条まで、第 22 条、第 27 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条から第 41 条まで、第 51 条並びに第 99 条第 1 項及び第 2 項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 30 条」とあるのは「第 239 条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第 11 条</p>	<p>を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第 3 項中「指定特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。</p> <p>(第 231 条から第 238 条まで省略)</p> <p>(運営規程) 第 239 条 (本文及び第 1 号から第 5 号まで省略)</p> <p><u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(7) (本文省略)</u></p> <p>(第 240 条及び第 241 条省略)</p> <p>(衛生管理等) 第 242 条 (第 1 項から第 5 項まで省略)</p> <p><u>6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(揭示及び目録の備付け) 第 243 条 (第 1 項省略)</p> <p><u>2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u></p> <p><u>3 (本文省略)</u></p> <p>(第 244 条省略)</p> <p>(準用) 第 245 条 第 9 条から第 20 条まで、第 22 条、第 27 条、<u>第 32 条の 2</u>、第 35 条、第 36 条、第 37 条から第 41 条まで、第 51 条並びに第 99 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 30 条」とあるのは「第 239 条」と、<u>同項、第 32 条の 2 第 2 項並びに第 40 条の 2</u></p>

現 行	改 正 案
<p>中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、<u>第99条第2項中「通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、同項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(第246条から第255条まで省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第256条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第33条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第51条、<u>第99条第1項及び第2項</u>、第236条、第239条から第241条まで並びに第243条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第256条において準用する第239条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第15条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、<u>第99条第2項中「通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、同項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第236条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第239条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第240条第1項及び第241条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。</u></p> <p><b>【新設】</b></p>	<p><u>第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、<u>第99条第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>(第246条から第255条まで省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第256条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、<u>第32条の2</u>、第33条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第51条、<u>第99条第1項、第2項及び第4項</u>、第236条、第239条から第241条まで並びに第243条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第256条において準用する第239条」と、<u>同項、第32条の2第2項、第33条第3項第1号及び第3号並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第15条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、<u>第33条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第99条第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第236条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第239条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第240条第1項及び第241条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p><u>(電磁的記録等)</u></p> <p>第257条 <u>指定居宅サービス事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第12条第1項（第42条の4、第54条、第70条、第80条、第89条、第104条、第107条、第133</u></p>

現 行	改 正 案
<p>【新設】</p> <p>(委任) 第 257 条 (本文省略)</p>	<p><u>条、第 157 条(第 170 条において準用する場合を含む。)、第 170 条の 4、第 186 条(第 198 条において準用する場合を含む。)、第 219 条、第 230 条、第 245 条及び第 256 条において準用する場合を含む。)</u> 及び第 206 条第 1 項(第 230 条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 指定居宅サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類する行為(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。</p> <p>(委任) 第 258 条 (本文省略)</p>





新旧対照表（横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例）

現 行	改 正 案
<p>横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例 平成 24 年 12 月 28 日横浜市条例第 77 号</p> <p>（目次第 11 章まで省略）</p> <p>第 12 章 雑則（第 194 条） 附則</p> <p>（第 1 条及び第 2 条省略）</p> <p>（指定地域密着型サービスの事業の一般原則） 第 3 条（第 1 項及び第 2 項省略）</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>（第 4 条から第 6 条まで省略）</p> <p>（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数） 第 7 条（第 1 項から第 4 項まで省略）</p> <p>5（本文省略）</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第 135 条第 1 項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第 153 条第 12 項において同じ。）</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第 172 条第 1 項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。）</p> <p>(3) 指定特定施設（指定居宅サービス等基準条例第 199 条第 1 項に規定する指定特定施設をいう。）</p> <p>(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第 83 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第 112 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第 65 条第 1 項、第 66 条第 1 項、第 83 条第 6 項、第</p>	<p>横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例 平成 24 年 12 月 28 日横浜市条例第 77 号</p> <p>（目次第 11 章まで省略）</p> <p>第 12 章 雑則（第 194 条・第 195 条） 附則</p> <p>（第 1 条及び第 2 条省略）</p> <p>（指定地域密着型サービスの事業の一般原則） 第 3 条（第 1 項及び第 2 項省略）</p> <p><u>3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（第 4 条から第 6 条まで省略）</p> <p>（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数） 第 7 条（第 1 項から第 4 項まで省略）</p> <p>5（本文省略）</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第 135 条第 1 項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第 48 条第 4 項第 1 号及び第 153 条第 12 項において同じ。）</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第 172 条第 1 項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。第 48 条第 4 項第 2 号において同じ。）</p> <p>(3) 指定特定施設（指定居宅サービス等基準条例第 199 条第 1 項に規定する指定特定施設をいう。第 48 条第 4 項第 3 号において同じ。）</p> <p>(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第 83 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第 48 条第 4 項第 4 号において同じ。）</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第 112 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第 48 条第 4 項第 5 号、第 65 条第 1 項、第 66 条第 1</p>

現 行	改 正 案
<p>84 条第 3 項及び第 85 条において同じ。)</p> <p>(6) 指定地域密着型特定施設(第 131 条第 1 項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第 65 条第 1 項、第 66 条第 1 項及び第 83 条第 6 項において同じ。)</p> <p>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第 152 条第 1 項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第 65 条第 1 項、第 66 条第 1 項及び第 83 条第 6 項において同じ。)</p> <p>(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(第 181 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第 6 章から第 9 章までにおいて同じ。)</p> <p>(第 9 号から第 12 号まで省略)</p> <p>(第 6 項から第 12 項まで省略)</p> <p>(第 8 条から第 31 条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 32 条 (第 1 号から第 7 号まで省略)</p> <p>【新設】</p> <p><u>(8)</u> (本文省略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第 33 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	<p>項、第 83 条第 6 項、第 84 条第 3 項及び第 85 条において同じ。)</p> <p>(6) 指定地域密着型特定施設(第 131 条第 1 項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。<u>第 48 条第 4 項第 6 号、</u>第 65 条第 1 項、第 66 条第 1 項及び第 83 条第 6 項において同じ。)</p> <p>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第 152 条第 1 項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。<u>第 48 条第 4 項第 7 号、</u>第 65 条第 1 項、第 66 条第 1 項及び第 83 条第 6 項において同じ。)</p> <p>(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(第 181 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。<u>第 48 条第 4 項第 8 号及び第 6 章から第 9 章まで</u>において同じ。)</p> <p>(第 9 号から第 12 号まで省略)</p> <p>(第 6 項から第 12 項まで省略)</p> <p>(第 8 条から第 31 条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 32 条 (第 1 号から第 7 号まで省略)</p> <p><u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(9) (本文省略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第 33 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)</p> <p><u>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第 33 条の 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(衛生管理等) 第 34 条 (第 1 項及び第 2 項省略)</p> <p>【新設】</p> <p>(掲示) 第 35 条 (第 1 項省略)</p> <p>【新設】</p> <p>(第 36 条から第 39 条まで省略)</p> <p>(地域との連携等) 第 40 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会 (以下この項において「介護・医療連携推進</p>	<p><u>統計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。</u></p> <p>(衛生管理等) 第 34 条 (第 1 項及び第 2 項省略)</p> <p>3 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため対策を検討する委員会 (テレビ電話措置その他の情報通信機器 (以下「テレビ電話装置等」という。) を活用して行うことができるものとする。) をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(掲示) 第 35 条 (第 1 項省略)</p> <p>2 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>(第 36 条から第 39 条まで省略)</p> <p>(地域との連携等) 第 40 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会 (テレビ電話装置等を活用して行うことが</p>

現 行	改 正 案
<p>会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(第4項省略)</p> <p>(第41条省略)</p> <p><b>【新設】</b></p> <p>(第42条省略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第43条 (本文省略)</p> <p>2 (本文及び第1号から第6号まで省略)</p>	<p><u>できるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この条、第60条の17第1項及び第88条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者等からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(第4項省略)</p> <p>(第41条省略)</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p><u>第41条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(第42条省略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第43条 (本文省略)</p> <p>2 (本文及び第1号から第6号まで省略)</p>

現 行	改 正 案
<p>【新設】</p> <p>(7) (本文省略)</p> <p>(第44条から第47条まで省略)</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第48条 (本文省略)</p> <p>(1) オペレーションセンター従業者 オペレーター(指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。)として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p> <p>(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上とする。</p> <p>(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	<p>(7) <u>第40条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等についての記録</u></p> <p>(8) (本文省略)</p> <p>(第44条から第47条まで省略)</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第48条 (本文省略)</p> <p>(1) オペレーションセンター従業者 オペレーター(指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。)として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上</p> <p>(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上</p> <p>(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上</p> <p>(第2項省略)</p> <p>3 <u>オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</u></p> <p>4 <u>指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとすることができる。</u></p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業所</p>

現 行	改 正 案
<p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(第 49 条から第 55 条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 56 条 (本文及び第 1 号から第 7 号まで省略)</p> <p>【新設】</p> <p>(8) (本文省略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第 57 条 (第 1 項省略)</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることができる。</p>	<p>(2) <u>指定短期入所療養介護事業所</u></p> <p>(3) <u>指定特定施設</u></p> <p>(4) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所</u></p> <p>(5) <u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u></p> <p>(6) <u>指定地域密着型特定施設</u></p> <p>(7) <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u></p> <p>(8) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u></p> <p>(9) <u>指定介護老人福祉施設</u></p> <p>(10) <u>介護老人保健施設</u></p> <p>(11) <u>指定介護療養型医療施設</u></p> <p>(12) <u>介護医療院</u></p> <p>5 <u>随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</u></p> <p>6 <u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第 3 項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</u></p> <p>7 <u>前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第 1 項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</u></p> <p>(第 49 条から第 55 条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 56 条 (本文及び第 1 号から第 7 号まで省略)</p> <p>(8) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(9) (本文省略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第 57 条 (第 1 項省略)</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 (以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。) との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待するこ</p>

現 行	改 正 案
<p>3 前項の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合（第33条第2項ただし書の規定により当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができる。</p> <p>(第4項省略)</p> <p>【新設】</p> <p>(地域との連携等) 第58条 (第1項省略)</p> <p>【新設】</p> <p>(第59条省略)</p> <p>(準用) 第60条 第10条から第23条まで、第28条、第29条、第34条から第39条まで、第41条及び第42条の規定は、指定夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第56条」と、同項、第20条、第34条第1項及び第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第15条中「計画</p>	<p>とができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。</p> <p>3 指定夜間対応型訪問介護事業者は、オペレーションセンターサービスについて、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。</p> <p>(第4項省略)</p> <p>5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(地域との連携等) 第58条 (第1項省略)</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>(第59条省略)</p> <p>(準用) 第60条 第10条から第23条まで、第28条、第29条、第33条の2から第39条まで及び第41条から第42条までの規定は、指定夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第56条」と、同項、第20条、第33条の2第2項、第34条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定</p>

現 行	改 正 案
<p>作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等）」と、第 28 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。</p> <p>(第 60 条の 2 から第 60 条の 11 まで省略)</p> <p>(運営規程) 第 60 条の 12 (本文及び第 1 号から第 9 号まで省略)</p> <p>【新設】 (10) (本文省略)</p> <p>(勤務体制の確保等) 第 60 条の 13 (第 1 項及び第 2 項省略)</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>【新設】</p> <p>(第 60 条の 14 省略)</p> <p>(非常災害対策) 第 60 条の 15 (第 1 項省略)</p> <p>【新設】</p> <p>(衛生管理等) 第 60 条の 16 (第 1 項省略)</p>	<p>期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第 15 条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等）」と、第 28 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。</p> <p>(第 60 条の 2 から第 60 条の 11 まで省略)</p> <p>(運営規程) 第 60 条の 12 (本文及び第 1 号から第 9 号まで省略)</p> <p>(10) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (11) (本文省略)</p> <p>(勤務体制の確保等) 第 60 条の 13 (第 1 項及び第 2 項省略)</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての地域密着型通所介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(第 60 条の 14 省略)</p> <p>(非常災害対策) 第 60 条の 15 (第 1 項省略)</p> <p><u>2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等) 第 60 条の 16 (第 1 項省略)</p>



現 行	改 正 案
<p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第 60 条の 17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>(第2項から第5項まで省略)</p> <p>(第60条の18及び第60条の19省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第60条の20 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条及び第54条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第60条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」と、<u>第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」と、第54条中「訪問介護員等」</p>	<p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第 60 条の 17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>(第2項から第5項まで省略)</p> <p>(第60条の18及び第60条の19省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第60条の20 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、<u>第33条の2</u>、第35条から第39条まで、<u>第41条の2</u>、第42条及び第54条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第60条の12に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」と、第54条中「訪問介</p>

現 行	改 正 案
<p>とあるのは「指定地域密着型通所介護事業所の従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(第 60 条の 20 の 2 及び第 60 条の 20 の 3 省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第 60 条の 20 の 4 第 10 条から第 14 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 42 条、第 54 条及び第 60 条の 2、第 60 条の 4、第 60 条の 5 第 4 項並びに前節(第 60 条の 20 を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第 60 条の 12 に規定する運営規程をいう。第 35 条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第 60 条の 5 第 4 項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第 60 条の 9 第 4 号、第 60 条の 10 第 5 項及び第 60 条の 13 第 2 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第 60 条の 19 第 2 項第 4 号中「次条において準用する第 21 条第 2 項」とあるのは「第 21 条第 2 項」と、同項第 5 号中「次条において準用する第 29 条」とあるのは「第 29 条」と、同項第 6 号中「次条において準用する第 39 条第 2 項」とあるのは「第 39 条第 2 項」と読み替えるものとする。</p> <p>(第 60 条の 21 から第 60 条の 33 まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 60 条の 34 (本文及び第 1 号から第 8 号まで省略)</p> <p>【新設】</p> <p>(9) (本文省略)</p> <p>(第 60 条の 35 省略)</p> <p>(安全・サービス提供管理委員会の設置)</p>	<p>「職員等」とあるのは「指定地域密着型通所介護事業所の従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(第 60 条の 20 の 2 及び第 60 条の 20 の 3 省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第 60 条の 20 の 4 第 10 条から第 14 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、<u>第 33 条の 2</u>、第 35 条から第 39 条まで、<u>第 41 条の 2</u>、第 42 条、第 54 条、<u>第 60 条の 2</u>、第 60 条の 4、第 60 条の 5 第 4 項及び前節(第 60 条の 20 を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第 60 条の 12 に規定する運営規程をいう。第 35 条第 1 項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、<u>第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と</u>、第 60 条の 5 第 4 項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第 60 条の 9 第 4 号、第 60 条の 10 第 5 項、<u>第 60 条の 13 第 2 項から第 4 項まで並びに第 60 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と</u>、第 60 条の 19 第 2 項第 4 号中「次条において準用する第 21 条第 2 項」とあるのは「第 21 条第 2 項」と、同項第 5 号中「次条において準用する第 29 条」とあるのは「第 29 条」と、同項第 6 号中「次条において準用する第 39 条第 2 項」とあるのは「第 39 条第 2 項」と読み替えるものとする。</p> <p>(第 60 条の 21 から第 60 条の 33 まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 60 条の 34 (本文及び第 1 号から第 8 号まで省略)</p> <p><u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(10) (本文省略)</u></p> <p>(第 60 条の 35 省略)</p> <p>(安全・サービス提供管理委員会の設置)</p>

現 行	改 正 案
<p>第 60 条の 36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切な指定療養通所介護の提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他安全かつ適切な指定療養通所介護の提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。</p> <p>（第 2 項及び第 3 項省略）</p> <p>（第 60 条の 37 省略）</p> <p>（準用）</p> <p>第 60 条の 38 第 11 条から第 14 条まで、第 17 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 42 条、第 60 条の 7（第 3 項第 2 号を除く。）、第 60 条の 8 及び第 60 条の 13 から第 60 条の 18 までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、<u>第 35 条中「運営規程」とあるのは「第 60 条の 34 の重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と</u>、第 60 条の 13 第 2 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「指定療養通所介護について」と、「6 月」とあるのは「12 月」と、同条第 3 項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第 60 条の 18 第 4 項中「第 60 条の 5 第 4 項」とあるのは「第 60 条の 26 第 4 項」と読み替えるものとする。</p> <p>（第 61 条から第 64 条まで省略）</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第 65 条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第 73 条第 1 項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条第 1 項において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは第 152 条第 1 項に規定する共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下</p>	<p>第 60 条の 36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切な指定療養通所介護の提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他安全かつ適切な指定療養通所介護の提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>）（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。</p> <p>（第 2 項及び第 3 項省略）</p> <p>（第 60 条の 37 省略）</p> <p>（準用）</p> <p>第 60 条の 38 第 11 条から第 14 条まで、第 17 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、<u>第 33 条の 2</u>、第 35 条から第 39 条まで、<u>第 41 条の 2</u>、第 42 条、第 60 条の 7（第 3 項第 2 号を除く。）、第 60 条の 8 及び第 60 条の 13 から第 60 条の 18 までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、<u>第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と</u>、<u>第 35 条第 1 項中「運営規程」とあるのは「第 60 条の 34 の重要事項に関する規程」と</u>、第 60 条の 13 第 2 項から<u>第 4 項まで並びに第 60 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と</u>、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「指定療養通所介護について」と、「6 月」とあるのは「12 月」と、同条第 3 項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第 60 条の 18 第 4 項中「第 60 条の 5 第 4 項」とあるのは「第 60 条の 26 第 4 項」と読み替えるものとする。</p> <p>（第 61 条から第 64 条まで省略）</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第 65 条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第 73 条第 1 項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条第 1 項において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは第 152 条第 1 項に規定する共同生活室において、これらの事業所又は施設（<u>第 67 条第 1 項において「本体事業所等」という。</u>）の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介</p>

現 行	改 正 案
<p>「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第9条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第112条、第132条若しくは第153条又は指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第73条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(第66条省略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第77条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 (第2項省略)</p> <p>(第68条から第73条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第74条 (本文及び第1号から第9号まで省略)</p> <p>【新設】</p> <p>(10) (本文省略)</p> <p>(第75条から第80条まで省略)</p> <p>(準用)</p>	<p>護事業者」という。)が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第9条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第112条、第132条若しくは第153条又は指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第73条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(第66条省略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第77条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、若しくは同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事し、又は当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 (第2項省略)</p> <p>(第68条から第73条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第74条 (本文及び第1号から第9号まで省略)</p> <p>(10) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(11) (本文省略)</p> <p>(第75条から第80条まで省略)</p> <p>(準用)</p>

現 行			改 正 案		
<p>第81条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条、第60条の6、第60条の7、第60条の11及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第74条に規定する重要事項に関する規程」と、「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>認知症対応型通所介護従業者</u>」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>認知症対応型通所介護従業者</u>」と、第54条中「訪問介護員等」とあるのは「<u>指定認知症対応型通所介護事業所の従業者</u>」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「<u>第5章第3節</u>」と、第60条の13第2項中「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>認知症対応型通所介護従業者</u>」と、第60条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護について</u>」とあるのは「<u>認知症対応型通所介護について</u>」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「<u>第64条第4項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(第82条省略)</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第83条 (第1項から第5項まで省略)</p> <p>6 (本文省略)</p>			<p>第81条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、<u>第33条の2</u>、第35条から第39条まで、<u>第41条の2</u>、第42条、第54条、第60条の6、第60条の7、第60条の11及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第74条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、<u>同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号</u>中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>認知症対応型通所介護従業者</u>」と、第54条中「訪問介護員等」とあるのは「<u>指定認知症対応型通所介護事業所の従業者</u>」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「<u>第5章第3節</u>」と、第60条の13第2項から第4項まで並びに第60条の16第2項第1号及び<u>第3号</u>中「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>認知症対応型通所介護従業者</u>」と、第60条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護について</u>」とあるのは「<u>認知症対応型通所介護について</u>」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「<u>第64条第4項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(第82条省略)</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第83条 (第1項から第5項まで省略)</p> <p>6 (本文省略)</p>		
(省略)	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院（以下この表において「事業所等」という。）	(省略)	(省略)	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設</u> 、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院（以下この表において「事業所等」という。）	(省略)
(省略)	事業所等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症	(省略)	(省略)	事業所等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知	(省略)

現 行		改 正 案	
	対応型通所介護事業所、指定 介護老人福祉施設又は介護老 人保健施設		症対応型通所介護事業所
<p>(第7項から第13項まで省略)</p> <p>(管理者) 第84条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第182条第2項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、<u>第113条第2項</u>、第114条、<u>第182条第2項</u>及び第183条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、省令の規定により厚生労働大臣が別に定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(第85条から第87条まで省略)</p> <p>(心身の状況等の把握) 第88条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第83条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第94条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(第89条から第100条まで省略)</p> <p>(運営規程) 第101条 (本文及び第1号から第9号まで省略)</p>		<p>(第7項から第13項まで省略)</p> <p>(管理者) 第84条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第182条第2項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、<u>第113条第3項</u>、第114条、<u>第182条第3項</u>及び第183条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、省令の規定により厚生労働大臣が別に定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(第85条から第87条まで省略)</p> <p>(心身の状況等の把握) 第88条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第83条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第94条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議(<u>テレビ電話装置等</u>を活用して行うことができるものとする。<u>ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>)をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(第89条から第100条まで省略)</p> <p>(運営規程) 第101条 (本文及び第1号から第9号まで省略)</p>	

現 行	改 正 案
<p>【新設】  <u>(10)</u> (本文省略)</p> <p>(第 102 条及び第 103 条省略)</p> <p>(衛生管理等)  第 104 条 (第 1 項省略)  2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>【新設】</p> <p><u>(1)</u> (本文省略)  <u>(2)</u> 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。  <u>(3)</u> 前 2 号に掲げるもののほか、市長が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p>(第 105 条から第 109 条まで省略)</p> <p>(準用)  第 110 条 第 10 条から第 14 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条、<u>第 42 条</u>、第 60 条の 11、第 60 条の 13 及び第 60 条の 17 の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 101 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第 60 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 6 章第 4 節」と、第 60 条の 13 第 2 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護について</u>」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(第 111 条省略)</p>	<p><u>(10)</u> 虐待の防止のための措置に関する事項  <u>(11)</u> (本文省略)</p> <p>(第 102 条及び第 103 条省略)</p> <p>(衛生管理等)  第 104 条 (第 1 項省略)  2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p><u>(1)</u> <u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、<u>介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2)</u> (本文省略)  <u>(3)</u> 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修<u>並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</u>を定期的実施すること。  <u>(4)</u> 前 3 号に掲げるもののほか、市長が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p>(第 105 条から第 109 条まで省略)</p> <p>(準用)  第 110 条 第 10 条から第 14 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、<u>第 33 条の 2</u>、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条から第 42 条まで、第 60 条の 11、第 60 条の 13 及び第 60 条の 17 の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 101 条に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 60 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 6 章第 4 節」と、第 60 条の 13 第 2 項から第 4 項までの規定中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護について</u>」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(第 111 条省略)</p>



現 行	改 正 案
<p>(従業者の員数)</p> <p>第 112 条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第 73 条第 1 項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第 72 条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第 115 条において同じ。）の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて 1 以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。</p> <p>(第 2 項から第 4 項まで省略)</p> <p>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>共同生活住居</u>ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であつて第 120 条第 3 項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該共同</u></p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第 112 条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第 73 条第 1 項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第 72 条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第 115 条において同じ。）の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて 1 以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。ただし、<u>当該指定認知症対応型共同生活介護事業者の有する共同生活住居の数が 3 で、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であつて、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて 2 以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。</u></p> <p>(第 2 項から第 4 項まで省略)</p> <p>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u>ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であつて第 120 条第 3 項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支</p>



現 行	改 正 案
<p><u>生活住居</u>における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(第6項から第8項まで省略)</p> <p><b>【新設】</b></p> <p>9 (本文省略)</p> <p>10 (本文省略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第113条 (第1項省略)</p> <p><b>【新設】</b></p> <p>2 (本文省略)</p> <p>(第114条省略)</p> <p>第115条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。<u>ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。</u></p> <p>(第2項から第10項まで省略)</p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)</p> <p>第119条 (第1項から第8項まで省略)</p> <p>9 (本文省略)</p>	<p>障がない場合は、<u>当該指定認知症対応型共同生活介護事業所</u>における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(第6項から第8項まで省略)</p> <p>9 <u>第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の省令の規定により厚生労働大臣が別に定める研修を修了している者を置くことができる。</u></p> <p>10 (本文省略)</p> <p>11 (本文省略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第113条 (第1項省略)</p> <p>2 <u>前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。</u></p> <p>3 (本文省略)</p> <p>(第114条省略)</p> <p>第115条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2)とする。</p> <p>(第2項から第10項まで省略)</p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)</p> <p>第119条 (第1項から第8項まで省略)</p> <p>9 (本文省略)</p>

現 行	改 正 案
<p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(第2号及び第3号省略)</p> <p>10 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>外部の者による</u>評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>【新設】 【新設】</p> <p>(第120条から第122条まで省略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第123条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第124条 (本文及び第1号から第6号まで省略)</p> <p>【新設】</p> <p>(7) (本文省略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第125条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(第2号及び第3号省略)</p> <p>10 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>次に掲げるいずれかの</u>評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(1) <u>外部の者による評価</u> (2) <u>第130条において準用する第60条の17第1項に規定する運営推進会議による評価</u></p> <p>(第120条から第122条まで省略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第123条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス <u>(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)</u>、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第124条 (本文及び第1号から第6号まで省略)</p> <p>(7) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (8) (本文省略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第125条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>【新設】</p> <p>(第 126 条から第 129 条まで省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第 130 条 第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 37 条まで、第 39 条、第 41 条、<u>第 42 条</u>、第 60 条の 11、第 60 条の 17 第 1 項から第 4 項まで、第 100 条、第 103 条、第 104 条及び第 106 条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 124 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、<u>第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と</u>、第 60 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 7 章第 4 節」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、第 100 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(第 131 条から第 139 条まで省略)</p> <p>(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第 140 条 (第 1 項から第 7 項まで省略)</p> <p>8 (本文省略)</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(第 2 号及び第 3 号省略)</p> <p>(第 9 項省略)</p> <p>(第 141 条から第 146 条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 147 条 (本文及び第 1 号から第 8 号まで省略)</p>	<p><u>4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(第 126 条から第 129 条まで省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第 130 条 第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 23 条、第 29 条、<u>第 33 条の 2</u>、第 35 条から第 37 条まで、第 39 条、第 41 条から<u>第 42 条まで</u>、第 60 条の 11、第 60 条の 17 第 1 項から第 4 項まで、第 100 条、第 103 条、第 104 条及び第 106 条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 124 条に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と</u>、第 60 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 7 章第 4 節」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、第 100 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(第 131 条から第 139 条まで省略)</p> <p>(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第 140 条 (第 1 項から第 7 項まで省略)</p> <p>8 (本文省略)</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(第 2 号及び第 3 号省略)</p> <p>(第 9 項省略)</p> <p>(第 141 条から第 146 条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 147 条 (本文及び第 1 号から第 8 号まで省略)</p>

現 行	改 正 案
<p>【新設】  <u>(9)</u> (本文省略)</p> <p>(勤務体制の確保等)  第148条 (第1項から第3項まで省略)</p> <p>4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>【新設】</p> <p>(第149条及び第150条省略)</p> <p>(準用)  第151条 第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、<u>第42条</u>、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで及び第100条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第35条中</u>「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(第152条省略)</p> <p>(従業者の員数)  第153条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p>	<p><u>(9)</u> 虐待の防止のための措置に関する事項  <u>(10)</u> (本文省略)</p> <p>(勤務体制の確保等)  第148条 (第1項から第3項まで省略)</p> <p>4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての地域密着型特定施設従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5</u> 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(第149条及び第150条省略)</p> <p>(準用)  第151条 第13条、第14条、第23条、第29条、<u>第33条の2</u>、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで及び第100条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中</u>「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、<u>第60条の16第2項第1号及び第3号中</u>「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(第152条省略)</p> <p>(従業者の員数)  第153条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。<u>ただし、他</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(第1号から第3号まで省略)</p> <p>(4) 栄養士 1以上</p> <p>(第5号及び第6号省略)</p> <p>(第2項省略)</p> <p>3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。</p> <p>(第4項から第7項まで省略)</p> <p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 指定介護老人福祉施設又はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は介護支援専門員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員</p> <p>(3) 病院 栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)</p> <p>(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員</p> <p>(第9項から第12項まで省略)</p> <p>13 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第91条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型</p>	<p><u>の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。</u></p> <p>(第1号から第3号まで省略)</p> <p>(4) 栄養士又は<u>管理栄養士</u> 1以上</p> <p>(第5号及び第6号省略)</p> <p>(第2項省略)</p> <p>3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。<u>ただし、入居者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(第4項から第7項まで省略)</p> <p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 指定介護老人福祉施設又はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は介護支援専門員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員</p> <p>(3) 病院 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u>(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)</p> <p>(4) 介護医療院 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は介護支援専門員</p> <p>(第9項から第12項まで省略)</p> <p>13 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第91条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型</p>

現 行	改 正 案
<p>通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(第14項から第17項まで省略)</p> <p>(設備)</p> <p>第154条 (本文省略)</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 居室</p> <p>(ア)省略</p> <p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、<u>おおむね10人以下としなければならない。</u></p> <p>(ウ) 一の居室の床面積等は、<u>次のいずれかを満たすこと。</u></p> <p>a <u>10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。</u></p> <p>b <u>ユニットに属さない居室をユニットの居室として改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者相互間の視線の遮断を確保すること。</u></p> <p>((エ)省略)</p> <p>(イからエまで省略)</p> <p>(第2号から第5号まで省略)</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(第155条から第158条まで省略)</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第159条 (第1項から第9項まで省略)</p> <p>10 (本文省略)</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(第2号及び第3号まで省略)</p>	<p>通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(第14項から第17項まで省略)</p> <p>(設備)</p> <p>第154条 (本文省略)</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 居室</p> <p>(ア)省略</p> <p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</u></p> <p>(ウ) 一の居室の床面積は、<u>10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>((エ)省略)</p> <p>(イからエまで省略)</p> <p>(第2号から第5号まで省略)</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(第155条から第158条まで省略)</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第159条 (第1項から第9項まで省略)</p> <p>10 (本文省略)</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(第2号及び第3号まで省略)</p>

現 行	改 正 案
<p>(第 11 項省略)</p> <p>(地域密着型施設サービス計画の作成) 第 160 条 (第 1 項から第 5 項まで省略)</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下この章において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>(第 7 項から第 12 項まで省略)</p> <p>(第 161 条から第 165 条まで省略)</p> <p><b>【新設】</b></p> <p><b>【新設】</b></p> <p>(第 166 条から第 169 条まで省略)</p> <p>(運営規程) 第 170 条 (本文及び第 1 号から第 8 号まで省略)</p> <p><b>【新設】</b> (9) (本文省略)</p> <p>(勤務体制の確保等) 第 171 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)</p> <p>4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保し</p>	<p>(第 11 項省略)</p> <p>(地域密着型施設サービス計画の作成) 第 160 条 (第 1 項から第 5 項まで省略)</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置等</u>を活用して行うことができるものとする。ただし、<u>入居者又はその家族</u>（以下この号において「入居者等」という。）が参加する場合にあっては、<u>テレビ電話装置等の活用について当該入居者等の同意を得なければならない。</u>）をいう。以下この章において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>(第 7 項から第 12 項まで省略)</p> <p>(第 161 条から第 165 条まで省略)</p> <p><u>(栄養管理)</u> 第 165 条の 2 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p><u>(口腔<sup>くわう</sup>衛生の管理)</u> 第 165 条の 3 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p>(第 166 条から第 169 条まで省略)</p> <p>(運営規程) 第 170 条 (本文及び第 1 号から第 8 号まで省略)</p> <p><u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(10) (本文省略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等) 第 171 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)</p> <p>4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者</p>

現 行	改 正 案
<p>なければならない。</p> <p><b>【新設】</b></p> <p>(第 172 条省略)</p> <p>(衛生管理等) 第 173 条 (第 1 項省略)</p> <p>2 (本文省略)</p> <p>(1) 当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(第 2 号省略)</p> <p>(3) 当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的の実施すること。</p> <p>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、省令の規定により厚生労働大臣が別に定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p>(第 174 条から第 176 条まで省略)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応) 第 177 条 (本文及び第 1 号及び第 2 号省略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p><b>【新設】</b></p>	<p>者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(第 172 条省略)</p> <p>(衛生管理等) 第 173 条 (第 1 項省略)</p> <p>2 (本文省略)</p> <p>(1) 当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(第 2 号省略)</p> <p>(3) 当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修<u>並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</u>を定期的の実施すること。</p> <p>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、省令の規定により厚生労働大臣が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p>(第 174 条から第 176 条まで省略)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応) 第 177 条 (本文及び第 1 号及び第 2 号省略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者</p>



現 行	改 正 案
<p>(第2項から第4項まで省略)</p> <p>(第178条省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第179条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、第60条の11、第60条の15及び第60条の17第1項から第4項までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第35条中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>従業者</u>」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(第180条省略)</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第181条 (第1項から第10項まで省略)</p> <p>11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(第12項から第14項まで省略)</p> <p>(第182条から第191条まで省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第192条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第60条の11、第60条の13、第60条の17、第88条か</p>	<p><u>を置くこと。</u></p> <p>(第2項から第4項まで省略)</p> <p>(第178条省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第179条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、<u>第33条の2</u>、第35条、第37条、第39条、<u>第41条の2</u>、第42条、第60条の11、第60条の15及び第60条の17第1項から第4項までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>従業者</u>」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「<u>入居の際に</u>」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「<u>要介護認定</u>」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「<u>第9章第4節</u>」と、第60条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護について</u>」とあるのは「<u>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について</u>」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(第180条省略)</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第181条 (第1項から第10項まで省略)</p> <p>11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する<u>第7項各号</u>に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(第12項から第14項まで省略)</p> <p>(第182条から第191条まで省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第192条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、<u>第33条の2</u>、第35条から第39条まで、第41</p>

現 行	改 正 案
<p>ら第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第106条まで及び第108条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第192条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第10章第4節」と、第60条の13第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「指定看護小規模多機能型居宅介護について」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第181条第13項」と、第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第108条中「第83条第6項」とあるのは「第181条第7項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>(第193条省略)</p> <p>【新設】</p>	<p>条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第106条まで及び第108条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第192条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第10章第4節」と、第60条の13第2項から第4項までの規定中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「指定看護小規模多機能型居宅介護について」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第181条第13項」と、第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第108条中「第83条第6項」とあるのは「第181条第7項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>(第193条省略)</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第194条 指定地域密着型サービス事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第13条第1項（第60条、第60条の20、第60条の20の4、第60条の38、第81条、第110条、第130条、第151条、第179条及び第192条において準用する場合を含む。）、第117条第1項、第138条第1項及び第157条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 指定地域密着型サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代</p>

現 行	改 正 案
<p>(委任) 第194条 (本文省略)</p>	<p><u>えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)による</u> <u>ことができる。</u></p> <p>(委任) 第195条 (本文省略)</p>



# 新旧対照表（横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例）

現 行	改 正 案
<p>横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例 平成 26 年 9 月 25 日横浜市条例第 51 号</p> <p>（目次第 4 章まで省略）</p> <p>第 5 章 雑則(第 33 条) 附則</p> <p>（第 1 条及び第 2 条省略）</p> <p>（基本方針） 第 3 条 （第 1 項から第 4 項まで省略）</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>（第 4 条及び第 5 条省略）</p> <p>（管理者） 第 6 条 （第 1 項省略）</p> <p>2 前項に規定する管理者は、主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。）でなければならない。</p> <p>（第 3 項省略）</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意） 第 7 条 （第 1 項省略）</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画（法第 8 条第 24 項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）が第 3 条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービ</p>	<p>横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例 平成 26 年 9 月 25 日横浜市条例第 51 号</p> <p>（目次第 4 章まで省略）</p> <p>第 5 章 雑則（第 33 条・第 34 条） 附則</p> <p>（第 1 条及び第 2 条省略）</p> <p>（基本方針） 第 3 条 （第 1 項から第 4 項まで省略）</p> <p><u>5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（第 4 条及び第 5 条省略）</p> <p>（管理者） 第 6 条 （第 1 項省略）</p> <p>2 前項に規定する管理者は、主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。<u>以下この項において同じ。</u>）でなければならない。<u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>（第 3 項省略）</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意） 第 7 条 （第 1 項省略）</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画（法第 8 条第 24 項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）が第 3 条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービ</p>

現 行	改 正 案
<p>ス等事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>(第3項から第8項まで省略)</p> <p>(第8条から第15条まで省略)</p> <p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第16条 (本文及び第1号から第8号まで省略)</p> <p>(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、当該利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(第10号から第18号まで省略)</p> <p>(18)の2 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(厚生労働大臣が定めるものに限る。以下同じ。)を位置付ける場合においては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。</p>	<p>ス等事業者等を紹介するよう求めることができること、<u>前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)</u>がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち<u>に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等</u>につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>(第3項から第8項まで省略)</p> <p>(第8条から第15条まで省略)</p> <p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第16条 (本文及び第1号から第8号まで省略)</p> <p>(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下「担当者」という。)を招集して行う会議(<u>テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)</u>を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、<u>テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)</u>をいう。以下同じ。)の開催により、当該利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(第10号から第18号まで省略)</p> <p>(18)の2 介護支援専門員は、居宅サービス計画に<u>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。)</u>の規定により厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(省令の規定により厚生労働大臣が定めるものに限る。以下同じ。)を位置付ける場合においては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に</p>

現 行	改 正 案
<p>【新設】</p> <p>(第 19 号から第 27 号まで省略)</p> <p>(第 17 条から第 20 条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 21 条 (本文及び第 1 号から第 5 号まで省略)</p>	<p>届け出なければならない。</p> <p><u>(18)の 3 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費 (以下この号において「サービス費」という。) の総額が法第 43 条第 2 項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が省令の規定により厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。</u></p> <p>(第 19 号から第 27 号まで省略)</p> <p>(第 17 条から第 20 条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 21 条 (本文及び第 1 号から第 5 号まで省略)</p> <p><u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(7) (本文省略)</u></p>
<p>【新設】</p> <p><u>(6)</u> (本文省略)</p> <p>(勤務体制の確保)</p> <p>第 22 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)</p>	<p>(勤務体制の確保)</p> <p>第 22 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)</p> <p><u>4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p>第 22 条の 2 指定居宅介護支援事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (以下「業務継続計画」という。) を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>【新設】</p>	<p><u>2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>【新設】</p> <p>(第 23 条及び第 24 条省略)</p>	<p>(第 23 条及び第 24 条省略)</p>
<p>【新設】</p>	<p><u>(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)</u></p>
<p>【新設】</p>	<p>第 24 条の 2 <u>指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p>(1) <u>当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を</u></p>
<p>【新設】</p>	<p><u>おおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p>(2) <u>当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p>(3) <u>当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p>(掲示)</p>
<p>第 25 条 (第 1 項省略)</p>	<p>第 25 条 (第 1 項省略)</p>
<p>【新設】</p>	<p>2 <u>指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p>
<p>(第 26 条から第 30 条まで省略)</p>	<p>(第 26 条から第 30 条まで省略)</p>
<p>【新設】</p>	<p><u>(虐待の防止)</u></p>
<p>【新設】</p>	<p>第 30 条の 2 <u>指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p>(1) <u>当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p>(2) <u>当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p>(3) <u>当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p>(4) <u>前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p>(第 31 条及び第 32 条省略)</p>
<p>【新設】</p>	<p><u>(電磁的記録等)</u></p>
<p>(第 31 条及び第 32 条省略)</p>	<p>第 33 条 <u>指定居宅介護支援事業者は、作成、保存その他こ</u></p>



現 行	改 正 案
<p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(委任) 第33条 (本文省略)</p>	<p><u>れらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第10条及び第16条第24号（被保険者証に係る部分に限る。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 指定居宅介護支援事業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によること</u><u>ができる。</u></p> <p>(委任) 第34条 (本文省略)</p>



新旧対照表（横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例）

現 行	改 正 案
<p>横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例 平成 24 年 12 月 28 日横浜市条例第 78 号</p> <p>（目次第 14 章まで省略）</p> <p>第 15 章 雑則（第 247 条） 附則</p> <p>（第 1 条及び第 2 条省略）</p> <p>（指定介護予防サービスの事業の一般原則） 第 3 条 （第 1 項及び第 2 項省略）</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>（第 4 条から第 49 条まで省略）</p> <p>（運営規程） 第 50 条 （本文及び第 1 号から第 7 号まで省略）</p> <p>【新設】 (8) （本文省略）</p> <p>（勤務体制の確保等） 第 50 条の 2 （第 1 項及び第 2 項省略）</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>【新設】</p>	<p>横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例 平成 24 年 12 月 28 日横浜市条例第 78 号</p> <p>（目次第 14 章まで省略）</p> <p>第 15 章 雑則（第 247 条・第 248 条） 附則</p> <p>（第 1 条及び第 2 条省略）</p> <p>（指定介護予防サービスの事業の一般原則） 第 3 条 （第 1 項及び第 2 項省略）</p> <p><u>3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（第 4 条から第 49 条まで省略）</p> <p>（運営規程） 第 50 条 （本文及び第 1 号から第 7 号まで省略）</p> <p><u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(9) （本文省略）</u></p> <p>（勤務体制の確保等） 第 50 条の 2 （第 1 項及び第 2 項省略）</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての介護予防訪問入浴介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした</u></p>

現 行	改 正 案
	<p><u>言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p>(業務継続計画の策定等)</p> <p><u>第50条の2の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p><u>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p><u>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。</u></p>
<p>(衛生管理等) 第50条の3 (第1項及び第2項省略)</p>	<p>(衛生管理等) 第50条の3 (第1項及び第2項省略)</p>
<p>【新設】</p>	<p><u>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p><u>(1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p><u>(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p><u>(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p>
<p>(掲示) 第50条の4 (第1項省略)</p>	<p>(掲示) 第50条の4 (第1項省略)</p>
<p>【新設】</p>	<p><u>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(第 50 条の 5 から第 50 条の 8 まで省略)</p> <p>(地域との連携)</p> <p>第 50 条の 9 (第 1 項省略)</p> <p>【新設】</p>	<p><u>えることができる。</u></p> <p>(第 50 条の 5 から第 50 条の 8 まで省略)</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第 50 条の 9 (第 1 項省略)</p> <p><u>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。</u></p>
<p>(第 50 条の 10 省略)</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	<p>(第 50 条の 10 省略)</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p><u>第 50 条の 10 の 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>
<p>(第 50 条の 11 から第 63 条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 64 条 (本文及び第 1 号から第 6 号まで省略)</p> <p>【新設】</p> <p><u>(7) (本文省略)</u></p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	<p>(第 50 条の 11 から第 63 条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 64 条 (本文及び第 1 号から第 6 号まで省略)</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(8) (本文省略)</u></p> <p><u>(勤務体制の確保等)</u></p> <p><u>第 64 条の 2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定め、これを記録しておかななければならない。</u></p> <p><u>2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければ</u></p>

現 行	改 正 案
<p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(第 65 条省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第 66 条 第 46 条の 2、第 46 条の 3、第 46 条の 5 から第 46 条の 7 まで、第 46 条の 9 から第 46 条の 13 まで、第 47 条の 2、第 47 条の 3、第 49 条及び第 50 条の 2 から第 50 条の 11 までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第 46 条の 2 第 1 項中「第 50 条」とあるのは「第 64 条」と、第 46 条の 7 中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と、第 50 条の 3 第 2 項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。</p> <p>(第 67 条から第 73 条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 74 条 (本文及び第 1 号から第 5 号まで省略)</p> <p>【新設】</p> <p>(6) (本文省略)</p> <p>(第 75 条省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第 76 条 第 46 条の 2 から第 46 条の 7 まで、第 46 条の 9 から第 46 条の 13 まで、第 47 条の 2、第 47 条の 3、第 49 条、<u>第 50 条の 2 から第 50 条の 5 まで、第 50 条の 7 から第 50 条の 11 まで及び第 60 条</u>の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士等」と、第 46 条の 2 第 1 項中「第 50 条」とあるのは「第 74 条」と、第 46 条の 7 中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と、第 50 条の 3 第 2 項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>ならない。</u></p> <p><u>3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</u></p> <p><u>4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(第 65 条省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第 66 条 第 46 条の 2、第 46 条の 3、第 46 条の 5 から第 46 条の 7 まで、第 46 条の 9 から第 46 条の 13 まで、第 47 条の 2、第 47 条の 3、第 49 条及び第 50 条の 2 の 2 から第 50 条の 11 までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第 46 条の 2 第 1 項中「第 50 条」とあるのは「第 64 条」と、第 46 条の 7 中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と、第 50 条の 3 第 2 項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。</p> <p>(第 67 条から第 73 条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 74 条 (本文及び第 1 号から第 5 号まで省略)</p> <p><u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(7) (本文省略)</u></p> <p>(第 75 条省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第 76 条 第 46 条の 2 から第 46 条の 7 まで、第 46 条の 9 から第 46 条の 13 まで、第 47 条の 2、第 47 条の 3、第 49 条、<u>第 50 条の 2 の 2 から第 50 条の 5 まで、第 50 条の 7 から第 50 条の 11 まで、第 60 条及び第 64 条の 2 の</u>規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士等」と、第 46 条の 2 第 1 項中「第 50 条」とあるのは「第 74 条」と、第 46 条の 7 中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と、第 50 条の 3 第 2 項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と、<u>第 64 条の 2 中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(第 77 条省略)</p> <p>(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第 78 条 (本文省略)</p> <p>(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議(次号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画又は第 113 条第 2 号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士等、指定介護予防支援等基準条例第 5 条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等(法第 8 条の 2 第 16 項に規定する指定介護予防サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議をいう。以下同じ。)を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。</p> <p>(第 2 号から第 14 号まで省略)</p> <p>(第 79 条から第 82 条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 83 条 (本文及び第 1 号から第 5 号まで省略)</p> <p>【新設】</p> <p><u>(6)</u> (本文省略)</p> <p>(第 84 条省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第 85 条 第 46 条の 2 から第 46 条の 7 まで、第 46 条の 10、第 46 条の 12、第 46 条の 13、第 47 条の 2、第 47 条の 3、第 49 条、<u>第 50 条の 2</u> から第 50 条の 5 まで、第 50 条の 7 から第 50 条の 11 まで及び<u>第 60 条</u>の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第 46 条の 2 第 1 項中「第 50 条」とあるのは「第 83 条」と、第 46 条の 7 中「の状況」とあるのは「の状</p>	<p>(第 77 条省略)</p> <p>(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第 78 条 (本文省略)</p> <p>(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議(次号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画又は第 113 条第 2 号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士等、指定介護予防支援等基準条例第 5 条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等(法第 8 条の 2 第 16 項に規定する指定介護予防サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、<u>テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>)をいう。以下同じ。)を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。</p> <p>(第 2 号から第 14 号まで省略)</p> <p>(第 79 条から第 82 条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 83 条 (本文及び第 1 号から第 5 号まで省略)</p> <p><u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(7)</u> (本文省略)</p> <p>(第 84 条省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第 85 条 第 46 条の 2 から第 46 条の 7 まで、第 46 条の 10、第 46 条の 12、第 46 条の 13、第 47 条の 2、第 47 条の 3、第 49 条、<u>第 50 条の 2 の 2</u> から第 50 条の 5 まで、第 50 条の 7 から第 50 条の 11 まで、<u>第 60 条及び第 64 条の 2</u>の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第 46 条の 2 第 1 項中「第 50 条」とあるのは「第 83 条」と、第 46 条の 7 中「の状況」と</p>

現 行	改 正 案
<p>況、病歴、服薬歴」と、第46条の12中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第50条の3第2項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。</p> <p>(第86条省略)</p> <p>(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針) 第77条 (第1項省略)</p> <p>2 薬剤師、<u>歯科衛生士又は管理栄養士</u>の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。</p> <p>(第3号省略)</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに<u>診療記録</u>を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。</p> <p>【新設】</p>	<p>あるのは「の状況、病歴、服薬歴」と、第46条の12中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第50条の3第2項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と、<u>第64条の2中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(第86条省略)</p> <p>(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針) 第77条 (第1項省略)</p> <p>2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う<u>ものとする。</u></p> <p>(第3号省略)</p> <p>(4) <u>指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。</u></p> <p>(5) <u>前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当学会議に参加することにより行わなければならない。</u></p> <p>(6) <u>前号の場合において、サービス担当学会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。</u></p> <p>(7) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに<u>記録</u>を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。</p> <p>3 <u>歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</u></p>



現 行	改 正 案
<p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(第 88 条から第 107 条まで省略)</p> <p>(運営規程) 第 108 条 (本文及び第 1 号から第 8 号まで省略)</p> <p>【新設】 (9) (本文省略)</p> <p>(勤務体制の確保等) 第 108 条の 2 (第 1 項及び第 2 項省略)</p> <p>3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>【新設】</p> <p>(第 108 条の 3 省略)</p> <p>(非常災害対策) 第 108 条の 4 (第 1 項省略)</p>	<p>(1) <u>指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行うものとする。</u></p> <p>(2) <u>指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。</u></p> <p>(3) <u>常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切な指定介護予防居宅療養管理指導を提供するものとする。</u></p> <p>(4) <u>それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。</u></p> <p>(第 88 条から第 107 条まで省略)</p> <p>(運営規程) 第 108 条 (本文及び第 1 号から第 8 号まで省略)</p> <p>(9) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(10) (本文省略)</p> <p>(勤務体制の確保等) 第 108 条の 2 (第 1 項及び第 2 項省略)</p> <p>3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての介護予防通所リハビリテーション従業員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(第 108 条の 3 省略)</p> <p>(非常災害対策) 第 108 条の 4 (第 1 項省略)</p>

現 行	改 正 案
<p>【新設】</p> <p>(衛生管理等) 第109条 (第1項省略)</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(第110条省略)</p> <p>(準用) 第111条 第46条の2から第46条の7まで、第46条の9から第46条の11まで、第46条の13、第47条の2、第47条の3、第50条の4、第50条の5、第50条の7から第50条の11まで及び第60条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第46条の2第1項中「第50条」とあるのは「第108条」と、第46条の7中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と読み替えるものとする。</p> <p>(第112条から第116条まで省略)</p> <p>(従業者の員数) 第117条 (第1項から第4項まで省略)</p> <p>5 第1項第2号の生活相談員並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事</p>	<p><u>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等) 第109条 (第1項省略)</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(第110条省略)</p> <p>(準用) 第111条 第46条の2から第46条の7まで、第46条の9から第46条の11まで、第46条の13、第47条の2、第47条の3、<u>第50条の2の2</u>、第50条の4、第50条の5、第50条の7から第50条の11まで及び第60条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第46条の2第1項中「第50条」とあるのは「第108条」と、第46条の7中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と読み替えるものとする。</p> <p>(第112条から第116条まで省略)</p> <p>(従業者の員数) 第117条 (第1項から第4項まで省略)</p> <p>5 第1項第2号の生活相談員<u>のうち1人以上及び同項第3号の介護職員又は看護職員のうち1人以上は</u>、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である</p>

現 行	改 正 案
<p>業所の場合にあつては、<u>この限りでない。</u></p> <p>【新設】</p> <p>6 (本文省略)</p> <p>7 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第 135 条第 1 項から第 6 項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>8 (本文省略)</p> <p>9 (本文省略)</p> <p>(第 118 条及び第 119 条省略)</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第 120 条 (本文及び第 1 号省略)</p> <p>(2) (本文省略)</p> <p>ア 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第 132 条において準用する第 108 条の 4 に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>イ 第 132 条において準用する第 108 条の 4 に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>(ウ省略)</p> <p>(第 2 項から第 8 項まで省略)</p> <p>(第 121 条から第 125 条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 126 条 (本文及び第 1 号から第 8 号まで省略)</p> <p>【新設】</p> <p>(9) (本文省略)</p>	<p>併設事業所の場合にあつては、<u>生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。</u></p> <p>6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第 1 項第 3 号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。</p> <p>7 (本文省略)</p> <p>8 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第 135 条第 1 項から第 7 項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>9 (本文省略)</p> <p>10 (本文省略)</p> <p>(第 118 条及び第 119 条省略)</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第 120 条 (本文及び第 1 号省略)</p> <p>(2) (本文省略)</p> <p>ア 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第 132 条において準用する第 108 条の 4 第 1 項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>イ 第 132 条において準用する第 108 条の 4 第 1 項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>(ウ省略)</p> <p>(第 2 項から第 8 項まで省略)</p> <p>(第 121 条から第 125 条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 126 条 (本文及び第 1 号から第 8 号まで省略)</p> <p>(9) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(10) (本文省略)</p>

現 行	改 正 案
<p>(第 127 条及び第 128 条省略)</p> <p>(衛生管理等) 第 129 条 (第 1 項省略)</p> <p>2 (本文省略)</p> <p>(1) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(第 2 号省略)</p> <p>(3) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(第 130 条及び第 131 条省略)</p> <p>(準用) 第 132 条 第 46 条の 3 から第 46 条の 7 まで、第 46 条の 9、第 46 条の 10、第 46 条の 13、第 47 条の 2、第 47 条の 3、第 49 条、第 50 条の 4 から第 50 条の 8 まで、第 50 条の 11、第 108 条の 2 及び第 108 条の 4 の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第 50 条の 4</u> 中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第 108 条の 2 第 2 項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(第 133 条から第 142 条まで省略)</p> <p>(設備及び備品等) 第 143 条 (本文及び第 1 号省略)</p> <p>(2) (本文省略) ア 当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第 149 条において準用する第 132 条において準用する<u>第 108 条の 4</u> に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を</p>	<p>(第 127 条及び第 128 条省略)</p> <p>(衛生管理等) 第 129 条 (第 1 項省略)</p> <p>2 (本文省略)</p> <p>(1) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u> をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(第 2 号省略)</p> <p>(3) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>(第 130 条及び第 131 条省略)</p> <p>(準用) 第 132 条 第 46 条の 3 から第 46 条の 7 まで、第 46 条の 9、第 46 条の 10、第 46 条の 13、第 47 条の 2、第 47 条の 3、第 49 条、<u>第 50 条の 2 の 2</u>、第 50 条の 4 から第 50 条の 8 まで、<u>第 50 条の 10 の 2</u>、第 50 条の 11、第 108 条の 2 及び第 108 条の 4 の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第 50 条の 2 の 2 第 2 項、第 50 条の 4 第 1 項並びに第 50 条の 10 の 2 第 1 号及び第 3 号</u> 中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第 108 条の 2 第 2 項から第 4 項までの規定中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(第 133 条から第 142 条まで省略)</p> <p>(設備及び備品等) 第 143 条 (本文及び第 1 号省略)</p> <p>(2) (本文省略) ア 当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第 149 条において準用する第 132 条において準用する<u>第 108 条の 4 第 1 項</u> に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な</p>

現 行	改 正 案
<p>確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>イ 第 149 条において準用する第 132 条において準用する <u>第 108 条の 4</u>に規定する訓練については、<u>同条</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>(ウ省略)</p> <p>(第 2 項から第 5 項まで省略)</p> <p>6 (本文省略)</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 居室</p> <p>(7)省略</p> <p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居室サービス等基準条例第 160 条第 1 項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居室サービス等基準条例第 158 条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第 148 条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、<u>おおむね 10 人以下としなければならない。</u></p> <p>(ウ) 利用者 1 人当たりの床面積は、10.65 平方メートル以上とすること。また、<u>ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。</u></p> <p>((エ)省略)</p> <p>(イからエまで省略)</p> <p>(第 2 号省略)</p> <p>(第 7 項及び第 8 項省略)</p> <p>(第 144 条及び第 145 条省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 146 条 (本文及び第 1 号から第 9 号まで省略)</p>	<p>避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>イ 第 149 条において準用する第 132 条において準用する <u>第 108 条の 4 第 1 項</u>に規定する訓練については、<u>同項</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>(ウ省略)</p> <p>(第 2 項から第 5 項まで省略)</p> <p>6 (本文省略)</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 居室</p> <p>(7)省略</p> <p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居室サービス等基準条例第 160 条第 1 項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居室サービス等基準条例第 158 条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第 148 条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、<u>原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないものとする。</u></p> <p>(ウ) 利用者 1 人当たりの床面積は、10.65 平方メートル以上とすること。</p> <p>((エ)省略)</p> <p>(イからエまで省略)</p> <p>(第 2 号省略)</p> <p>(第 7 項及び第 8 項省略)</p> <p>(第 144 条及び第 145 条省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 146 条 (本文及び第 1 号から第 9 号まで省略)</p>

現 行	改 正 案
<p>【新設】  <u>(10)</u> (本文省略)</p> <p>(勤務体制の確保等)  第147条 (第1項から第3項まで省略)</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>【新設】</p> <p>(第148条から第154条の3まで省略)</p> <p>(準用)  第154条の4 第46条の3から第46条の7まで、第46条の9、第46条の10、第46条の13、第47条の2、第47条の3、第49条、第50条の4から第50条の8まで、第50条の11、第108条の2、第108条の4、第116条及び第118条並びに第4節(第132条を除く。)及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第50条の4</u>中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と、第108条の2第2項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第121条第1項及び第125条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第131条第1項第1号中「次条において準用する第108条の2第1項」とあるのは「第108条の2第1項」と、同条第2項第3号中「次条において準用する第46条の13第2項」とあるのは「第46条の13第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第47条の3」とあるのは「第47条の3」と、同項第5号中「次条において準用する第50条の8第2項」と</p>	<p><u>(10)</u> 虐待の防止のための措置に関する事項  <u>(11)</u> (本文省略)</p> <p>(勤務体制の確保等)  第147条 (第1項から第3項まで省略)</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての介護予防短期入所生活介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5</u> <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(第148条から第154条の3まで省略)</p> <p>(準用)  第154条の4 第46条の3から第46条の7まで、第46条の9、第46条の10、第46条の13、第47条の2、第47条の3、第49条、<u>第50条の2の2</u>、第50条の4から第50条の8まで、<u>第50条の10の2</u>、第50条の11、第108条の2、第108条の4、第116条及び第118条並びに第4節(第132条を除く。)及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第50条の2の2第2項、第50条の4第1項並びに第50条の10の2第1号及び第3号</u>中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と、第108条の2第2項から第4項までの規定中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第121条第1項及び第125条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第131条第1項第1号中「次条において準用する第108条の2第1項」とあるのは「第108条の2第1項」と、同条第2項第3号中「次条において準用する第46条の13第2項」とあるのは「第46条の13第2項」と、同項第</p>

現 行	改 正 案
<p>あるのは「第50条の8第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(第155条から第160条まで省略)</p> <p>(運営規程) 第161条 (本文及び第1号から第6号まで省略)</p> <p>【新設】 (7) (本文省略)</p> <p>(第162条及び第163条省略)</p> <p>(準用) 第164条 第46条の3から第46条の7まで、第46条の9、第46条の10、第46条の13、第47条の2、第47条の3、第49条、第50条の4、第50条の5、第50条の7、第50条の8、第50条の11、第108条の2、第108条の4、第121条、第122条第2項及び第128条から第130条までの規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、<u>第50条の4</u>中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第108条の2第2項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第121条第1項中「第126条」とあるのは「第161条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(第165条及び第166条省略)</p> <p>(診療の方針) 第167条 (本文及び第1号省略)</p> <p>(2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。</p> <p>(第3号から第7号まで省略)</p> <p>(第168条から第175条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p>	<p>4号中「次条において準用する第47条の3」とあるのは「第47条の3」と、同項第5号中「次条において準用する第50条の8第2項」とあるのは「第50条の8第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(第155条から第160条まで省略)</p> <p>(運営規程) 第161条 (本文及び第1号から第6号まで省略)</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(8) (本文省略)</u></p> <p>(第162条及び第163条省略)</p> <p>(準用) 第164条 第46条の3から第46条の7まで、第46条の9、第46条の10、第46条の13、第47条の2、第47条の3、第49条、<u>第50条の2の2</u>、第50条の4、第50条の5、第50条の7、第50条の8、<u>第50条の10の2</u>、第50条の11、第108条の2、第108条の4、第121条、第122条第2項及び第128条から第130条までの規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、<u>第50条の2の2第2項、第50条の4第1項並びに第50条の10の2第1号及び第3号</u>中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第108条の2第2項から<u>第4項までの規定中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第121条第1項中「第126条」とあるのは「第161条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(第165条及び第166条省略)</p> <p>(診療の方針) 第167条 (本文及び第1号省略)</p> <p>(2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う<u>ものとする</u>。</p> <p>(第3号から第7号まで省略)</p> <p>(第168条から第175条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p>

現 行	改 正 案
<p>第 176 条 (本文及び第 1 号から第 6 号まで省略)</p> <p>【新設】</p> <p>(7) (本文省略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第 177 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>【新設】</p> <p>(第 178 条から第 193 条まで省略)</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第 194 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)</p> <p>5 (本文省略)</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(第 2 号及び第 3 号省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 195 条 (本文及び第 1 号から第 8 号まで省略)</p> <p>【新設】</p> <p>(9) (本文省略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>第 176 条 (本文及び第 1 号から第 6 号まで省略)</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(8) (本文省略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第 177 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての介護予防短期入所療養介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(第 178 条から第 193 条まで省略)</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第 194 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)</p> <p>5 (本文省略)</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(第 2 号及び第 3 号省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 195 条 (本文及び第 1 号から第 8 号まで省略)</p> <p><u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(10) (本文省略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p>



現 行	改 正 案
<p>第196条 (第1項から第3項まで省略)</p> <p>4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>【新設】</p> <p>(第197条から第199条まで省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第200条 第46条の5、第46条の6、第47条の2から第49条まで、第50条の4から第50条の8まで、第50条の10、第50条の11、第108条の4及び第129条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第48条及び第50条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(第201条から第213条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第214条 (本文及び第1号から第9号まで省略)</p> <p>【新設】</p> <p>(10) (本文省略)</p> <p>(第215条及び第216条省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第217条 第46条の5、第46条の6、第47条の2から第49条まで、第50条の4から第50条の8まで、第50条の10、第50条の11、第108条の4、第129条、第190条、第192条から第194条まで及び第196条から第198条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合</p>	<p>第196条 (第1項から第3項まで省略)</p> <p>4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての介護予防特定施設従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(第197条から第199条まで省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第200条 第46条の5、第46条の6、第47条の2から第49条まで、<u>第50条の2の2、第50条の4から第50条の11まで(第50条の9第2項を除く。)</u>、第108条の4及び第129条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第48条、<u>第50条の2の2第2項、第50条の4第1項並びに第50条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(第201条から第213条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第214条 (本文及び第1号から第9号まで省略)</p> <p>(10) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(11) (本文省略)</p> <p>(第215条及び第216条省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第217条 第46条の5、第46条の6、第47条の2から第49条まで、<u>第50条の2の2、第50条の4から第50条の11まで(第50条の9第2項を除く。)</u>、第108条の4、第129条、第190条、第192条から第194条まで及び第196条から第198条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について</p>

現 行	改 正 案
<p>において、第 48 条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、<u>第 50 条の 4 中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第 50 条の 6 中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第 192 条第 2 項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第 196 条第 1 項中「適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、同条第 2 項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第 3 項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(第 218 条から第 224 条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 225 条 (本文及び第 1 号から第 5 号まで省略)</p> <p>【新設】</p> <p><u>(6)</u> (本文省略)</p> <p>(第 226 条及び第 227 条省略)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第 228 条 (第 1 項から第 5 項まで省略)</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(掲示及び目録の備付け)</p> <p>第 229 条 (第 1 項省略)</p>	<p>て準用する。この場合において、第 48 条、<u>第 50 条の 2 の 2 第 2 項並びに第 50 条の 10 の 2 第 1 号及び第 3 号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第 50 条の 4 第 1 項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第 50 条の 6 中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第 192 条第 2 項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第 196 条第 1 項及び第 5 項中「適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、同条第 2 項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第 3 項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(第 218 条から第 224 条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 225 条 (本文及び第 1 号から第 5 号まで省略)</p> <p><u>(6)</u> <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(7)</u> (本文省略)</p> <p>(第 226 条及び第 227 条省略)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第 228 条 (第 1 項から第 5 項まで省略)</p> <p><u>6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(掲示及び目録の備付け)</p> <p>第 229 条 (第 1 項省略)</p>

現 行	改 正 案
<p>【新設】</p> <p>2 (本文省略)</p> <p>(第230条省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第231条 第46条の2から第46条の13まで、第47条の2、第47条の3、第49条、第50条の5から第50条の11まで並びに第108条の2第1項及び第2項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第46条の2第1項中「第50条」とあるのは「第225条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第46条の4中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。）」とあるのは「(以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第46条の8第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第46条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第46条の13第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第47条の2中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第108条の2第2項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「従業者」と、同項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。</p> <p>(第232条から第242条まで省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第243条 第46条の2から第46条の8まで、第46条の10から第46条の12まで、第47条の3、第49条、第50条の3、第50条の5から第50条の11まで、<u>第108条の2第1項及び第2項</u>、第225条から第227条まで並びに第229条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第46条の2第1項中「第50条」とあるのは「第243条において準用する第225条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第46条の4中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。）」とあるのは「(以下同じ。）」、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第46条の8第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第46条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第50条の3第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは</p>	<p>2 <u>指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>3 (本文省略)</p> <p>(第230条省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第231条 第46条の2から第46条の13まで、第47条の2、第47条の3、第49条、<u>第50条の2の2</u>、第50条の5から第50条の11まで並びに<u>第108条の2第1項、第2項及び第4項</u>の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第46条の2第1項中「第50条」とあるのは「第225条」と、<u>同項、第50条の2の2第2項並びに第50条の10の2第1号及び第3号</u>中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第46条の4中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。）」とあるのは「(以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第46条の8第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第46条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第46条の13第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第47条の2中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第108条の2第2項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、<u>同条第2項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(第232条から第242条まで省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第243条 第46条の2から第46条の8まで、第46条の10から第46条の12まで、第47条の3、第49条、<u>第50条の2の2</u>、第50条の3、第50条の5から第50条の11まで、<u>第108条の2第1項、第2項及び第4項</u>、第225条から第227条まで並びに第229条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第46条の2第1項中「第50条」とあるのは「第243条において準用する第225条」と、<u>同項、第50条の2の2第2項、第50条の3第3項第1号及び第3号並びに第50条の10の2第1号及び第3号</u>中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第46条の4中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。）」とあるのは「(以下同じ。）」、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第46条の8第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第46条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは</p>

現 行	改 正 案
<p>は「従業者」と、同条第2項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と、第108条の2第2項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「<u>従業者</u>」と、<u>同項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第225条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、<u>第226条第1項及び第227条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第229条第2項中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>(第244条から第246条まで省略)</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(委任) 第247条 (本文省略)</p>	<p>のは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第50条の3第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、同条第2項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と、第108条の2第2項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「<u>福祉用具専門相談員</u>」と、<u>同条第2項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第225条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、<u>第226条第1項中「福祉用具に」とあるのは「特定介護予防福祉用具に」と、第227条中「福祉用具を」とあるのは「特定介護予防福祉用具を」と、第229条第3項中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>(第244条から第246条まで省略)</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p><u>第247条 指定介護予防サービス事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第46条の5第1項（第66条、第76条、第85条、第111条、第132条（第149条において準用する場合を含む。）、第154条の4、第164条（第179条において準用する場合を含む。）、第200条、第217条、第231条及び第243条において準用する場合を含む。）及び第192条第1項（第217条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 指定介護予防サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p>(委任) 第248条 (本文省略)</p>

新旧対照表（横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例）

現 行	改 正 案
<p>横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例 平成 24 年 12 月 28 日横浜市条例第 79 号</p> <p>（目次第 5 章まで省略）</p> <p>第 6 章 雑則（第 93 条） 附則</p> <p>（第 1 条及び第 2 条省略）</p> <p>（指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則） 第 3 条（第 1 項及び第 2 項省略）</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>（第 4 条から第 8 条まで省略）</p> <p>（従業者の員数） 第 9 条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第 112 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第 73 条第 1 項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準等条例第 131 条第 1 項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第 45 条第 6 項において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準等条例第 152 条第 1 項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第 45 条第 6 項において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型</p>	<p>横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例 平成 24 年 12 月 28 日横浜市条例第 79 号</p> <p>（目次第 5 章まで省略）</p> <p>第 6 章 雑則（第 93 条・第 94 条） 附則</p> <p>（第 1 条及び第 2 条省略）</p> <p>（指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則） 第 3 条（第 1 項及び第 2 項省略）</p> <p><u>3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（第 4 条から第 8 条まで省略）</p> <p>（従業者の員数） 第 9 条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第 112 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第 73 条第 1 項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準等条例第 131 条第 1 項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第 45 条第 6 項において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準等条例第 152 条第 1 項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第 45 条第 6 項において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（<u>第 11 条第 1 項ただし書において「本体事業所等」という。</u>）の利用者、</p>

現 行	改 正 案
<p>通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業員の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第 65 条第 1 項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第 73 条又は指定地域密着型サービス基準等条例第 112 条、第 132 条若しくは第 153 条の規定を満たすために必要な数以上とする。</p> <p>（第 2 項省略）</p> <p>（利用定員等）</p> <p>第 10 条 （第 1 項省略）</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第 45 条第 6 項において同じ。）の運営（同条第 7 項において「指定居宅サービス事業等」という。）について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>（管理者）</p> <p>第 11 条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務</p>	<p>入居者又は入所者とともにを行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業員の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第 65 条第 1 項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第 73 条又は指定地域密着型サービス基準等条例第 112 条、第 132 条若しくは第 153 条の規定を満たすために必要な数以上とする。</p> <p>（第 2 項省略）</p> <p>（利用定員等）</p> <p>第 10 条 （第 1 項省略）</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第 45 条第 6 項において同じ。）の運営（同条第 7 項及び第 73 条第 9 項において「指定居宅サービス事業等」という。）について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>（管理者）</p> <p>第 11 条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務</p>

現 行	改 正 案
<p>に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(第12条から第27条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第28条 (本文及び第1号から第9号まで省略)</p> <p>【新設】</p> <p>(10) (本文省略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第29条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	<p>に従事し、若しくは同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事し、又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(第12条から第27条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第28条 (本文及び第1号から第9号まで省略)</p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(11) (本文省略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第29条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第29条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的</u> <u>に実施しなければならない。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(第 30 条省略)</p> <p>(非常災害対策) 第 31 条 (第 1 項省略)</p> <p>【新設】</p> <p>(衛生管理等) 第 32 条 (第 1 項省略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(掲示) 第 33 条 (第 1 項省略)</p> <p>【新設】</p> <p>(第 34 条から第 38 条まで省略)</p> <p>【新設】</p>	<p><u>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。</u></p> <p>(第 30 条省略)</p> <p>(非常災害対策) 第 31 条 (第 1 項省略)</p> <p><u>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等) 第 32 条 (第 1 項省略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(掲示) 第 33 条 (第 1 項省略)</p> <p><u>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>(第 34 条から第 38 条まで省略)</p> <p><u>(虐待の防止)</u> 第 38 条の 2 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げ</u></p>



現 行	改 正 案
<p>(第 39 条省略)</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第 40 条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>(第 2 項省略)</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(第 5 項省略)</p>	<p><u>る措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(4) <u>前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(第 39 条省略)</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第 40 条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この条及び第 50 条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>(第 2 項省略)</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う<u>こと</u>その他の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者等からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(第 5 項省略)</p>

現 行			改 正 案		
(第41条から第44条まで省略)  (従業者の員数等) 第45条 (第1項から第5項まで省略)  6 (本文省略)			(第41条から第44条まで省略)  (従業者の員数等) 第45条 (第1項から第5項まで省略)  6 (本文省略)		
(省略)	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院（以下この表において「事業所等」という。）	(省略)	(省略)	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設</u> 、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院（以下この表において「事業所等」という。）	(省略)
(省略)	事業所等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）、指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）、 <u>指定認知症対応型通所介護事業所</u> （指定地域密着型サービス基準等条例第72条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）、 <u>指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</u>	(省略)	(省略)	事業所等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）、指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。） <u>又は指定認知症対応型通所介護事業所</u> （指定地域密着型サービス基準等条例第72条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）	(省略)
7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模			7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模		

現 行	改 正 案
<p>多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第181条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。</p> <p>(第8項から第13項まで省略)</p> <p>(第46条から第49条まで省略)</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第50条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第45条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第69条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(第51条から第57条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第58条 （本文及び第1号から第9号まで省略）</p>	<p>多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第181条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。</p> <p>(第8項から第13項まで省略)</p> <p>(第46条から第49条まで省略)</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第50条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第45条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第69条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>）をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(第51条から第57条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第58条 （本文及び第1号から第9号まで省略）</p>

現 行	改 正 案
<p>【新設】  <u>(10)</u> (本文省略)</p> <p>(第 59 条及び第 60 条省略)</p> <p>(衛生管理等)  第 61 条 (第 1 項省略)</p> <p>2 (本文省略)  【新設】</p> <p><u>(1)</u> (本文省略)</p> <p><u>(2)</u> 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。</p> <p><u>(3)</u> <u>前 2 号</u>に掲げるもののほか、市長が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p>(第 62 条から第 66 条まで省略)</p> <p>(準用)  第 67 条 第 12 条から第 16 条まで、第 22 条、第 24 条、第 25 条、第 27 条、第 29 条、第 33 条から第 37 条まで、第 38 条 (第 4 項を除く。)、第 39 条及び第 40 条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 12 条第 1 項中「第 28 条に規定する運営規程」とあるのは「第 58 条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 27 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 4 章第 4 節」と、第 29 条第 2 項及び第 33 条中「<u>介護予防認知症対応型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>介護予防小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第 40 条第 1 項中「<u>介護予防認知症対応型通所介護について</u>」とあるのは「<u>介護予防小規模多機能型居宅介護について</u>」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(第 68 条から第 72 条まで省略)</p> <p>(従業者の員数)</p>	<p><u>(10)</u> <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(11)</u> (本文省略)</p> <p>(第 59 条及び第 60 条省略)</p> <p>(衛生管理等)  第 61 条 (第 1 項省略)</p> <p>2 (本文省略)</p> <p><u>(1)</u> <u>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p><u>(2)</u> (本文省略)</p> <p><u>(3)</u> 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに<u>感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</u>を定期的に実施すること。</p> <p><u>(4)</u> <u>前 3 号</u>に掲げるもののほか、市長が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p>(第 62 条から第 66 条まで省略)</p> <p>(準用)  第 67 条 第 12 条から第 16 条まで、第 22 条、第 24 条、第 25 条、第 27 条、第 29 条、<u>第 29 条の 2</u>、第 33 条から第 37 条まで、第 38 条 (第 4 項を除く。)、<u>第 38 条の 2</u>、第 39 条及び第 40 条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 12 条第 1 項中「第 28 条に規定する運営規程」とあるのは「第 58 条に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項、第 29 条第 2 項から第 4 項まで、第 29 条の 2 第 2 項、第 33 条第 1 項並びに第 38 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>介護予防小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第 27 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 4 章第 4 節」と、第 40 条第 1 項中「<u>介護予防認知症対応型通所介護について</u>」とあるのは「<u>介護予防小規模多機能型居宅介護について</u>」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(第 68 条から第 72 条まで省略)</p> <p>(従業者の員数)</p>

現 行	改 正 案
<p>第 73 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第 112 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準等条例第 111 条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第 76 条において同じ。）の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて 1 以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。</p> <p>（第 2 項から第 4 項まで省略）</p> <p>5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>共同生活住居</u>ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であつて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該共同生活住居</u>における他の職務に従事することができるものとす</p>	<p>第 73 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第 112 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準等条例第 111 条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第 76 条において同じ。）の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて 1 以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。<u>ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が 3 で、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であつて、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて 2 以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。</u></p> <p>（第 2 項から第 4 項まで省略）</p> <p>5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所</u>ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であつて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該指定介護予防認知症対応型共同生</u></p>

現 行	改 正 案
<p>る。</p> <p>(第6項から第8項まで省略)</p> <p>【新設】</p> <p>9 (本文省略)</p> <p>10 (本文省略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第74条 (第1項省略)</p> <p>【新設】</p> <p>2 (本文省略)</p> <p>(第75条省略)</p> <p>第76条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の实情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。</p> <p>(第2項から第10項まで省略)</p> <p>(第77条から第79条まで省略)</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第80条 (第1項から第4項まで省略)</p>	<p>活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(第6項から第8項まで省略)</p> <p>9 <u>第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の研修を修了している者を置くことができる。</u></p> <p>10 (本文省略)</p> <p>11 (本文省略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第74条 (第1項省略)</p> <p>2 <u>前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。</u></p> <p>3 (本文省略)</p> <p>(第75条省略)</p> <p>第76条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2)とする。</p> <p>(第2項から第10項まで省略)</p> <p>(第77条から第79条まで省略)</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第80条 (第1項から第4項まで省略)</p>

現 行	改 正 案
<p>5 (本文省略)</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(第2号及び第3号省略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第81条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第82条 (本文及び第1号から第6号まで省略)</p> <p><b>【新設】</b></p> <p><u>(7)</u> (本文省略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第83条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(第84条から第87条まで省略)</p>	<p>5 (本文省略)</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u> を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(第2号及び第3号省略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第81条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス <u>(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)</u> の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第82条 (本文及び第1号から第6号まで省略)</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(8)</u> (本文省略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第83条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(第84条から第87条まで省略)</p>

現 行	改 正 案
<p>(準用)  第88条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第33条から第35条まで、第37条、第38条(第4項を除く。)、第39条、第40条(第5項を除く。)、第57条、第60条、第61条及び第63条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第82条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、<u>第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と</u>、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)  第89条 (第1項省略)  2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>外部の者による</u>評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。  【新設】  【新設】</p> <p>(第3項から第5項まで省略)</p> <p>(第90条から第92条まで省略)</p> <p>【新設】</p>	<p>(準用)  第88条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、<u>第29条の2</u>、第33条から第35条まで、第37条、第38条(第4項を除く。)、<u>第38条の2</u>、第39条、第40条(第5項を除く。)、第57条、第60条、第61条及び第63条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第82条に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項、第29条の2第2項、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と</u>、第27条第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)  第89条 (第1項省略)  2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>次に掲げるいずれかの</u>評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。  (1) <u>外部の者による評価</u>  (2) <u>前条において準用する第40条第1項に規定する運営推進会議による評価</u></p> <p>(第3項から第5項まで省略)</p> <p>(第90条から第92条まで省略)</p> <p><u>(電磁的記録等)</u>  第93条 <u>指定地域密着型介護予防サービス事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第15条第1項(第67条及び第88条において準用する場合を含む。))及び第78条第1項並びに次項に規定するものを除く。)</u>については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処</p>



現 行	改 正 案
<p>(委任) 第93条 (本文省略)</p>	<p>理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。  <u>2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類する行為(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行うことができる。</u></p> <p>(委任) 第94条 (本文省略)</p>



新旧対照表（横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例）

現 行	改 正 案
<p>横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例 平成 26 年 9 月 25 日横浜市条例第 52 号</p> <p>（目次第 6 章まで省略） 第 7 章 雑則（第 36 条）</p> <p>（第 1 条及び第 2 条省略）</p> <p>（基本方針） 第 3 条（第 1 項から第 4 項まで省略）</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>（第 4 条から第 19 条まで省略）</p> <p>（運営規程） 第 20 条（本文及び第 1 号から第 5 号まで省略）</p> <p>【新設】 <u>(6)</u>（本文省略）</p> <p>（勤務体制の確保） 第 21 条（第 1 項から第 3 項まで省略）</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	<p>横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例 平成 26 年 9 月 25 日横浜市条例第 52 号</p> <p>（目次第 6 章まで省略） 第 7 章 雑則（第 36 条・第 37 条）</p> <p>（第 1 条及び第 2 条省略）</p> <p>（基本方針） 第 3 条（第 1 項から第 4 項まで省略）</p> <p><u>5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（第 4 条から第 19 条まで省略）</p> <p>（運営規程） 第 20 条（本文及び第 1 号から第 5 号まで省略）</p> <p><u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(7)（本文省略）</u></p> <p>（勤務体制の確保） 第 21 条（第 1 項から第 3 項まで省略）</p> <p><u>4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>（業務継続計画の策定等） <u>第 21 条の 2 指定介護予防支援事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」と</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(第 22 条及び第 23 条省略)</p> <p>【新設】</p>	<p>いう。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。</p> <p>(第 22 条及び第 23 条省略)</p> <p>(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)</p> <p>第 23 条の 2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>
<p>(掲示)</p> <p>第 24 条 (第 1 項省略)</p> <p>【新設】</p>	<p>(掲示)</p> <p>第 24 条 (第 1 項省略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>
<p>(第 25 条から第 29 条まで省略)</p> <p>【新設】</p>	<p>(第 25 条から第 29 条まで省略)</p> <p>(虐待の防止)</p> <p>第 29 条の 2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p>

現 行	改 正 案
<p>(第 30 条から第 32 条まで省略)</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第 33 条 (本文及び第 1 号から第 8 号まで省略)</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(第 10 号から第 28 号まで省略)</p> <p>(第 34 条から第 35 条まで省略)</p> <p>【新設】</p>	<p>(4) <u>前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(第 30 条から第 32 条まで省略)</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第 33 条 (本文及び第 1 号から第 8 号まで省略)</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)</u>をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(第 10 号から第 28 号まで省略)</p> <p>(第 34 条から第 35 条まで省略)</p> <p><u>(電磁的記録等)</u></p> <p>第 36 条 <u>指定介護予防支援事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第 10 条(第 35 条において準用する場合を含む。))及び第 33 条第 26 号(被保険者証に係る部分に限る。)(第 35 条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</u></p> <p>2 <u>指定介護予防支援事業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類する行為(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(委任) 第36条 (本文省略)</p>	<p><u>法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p>(委任) 第37条 (本文省略)</p>

新旧対照表（横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例）

現 行	改 正 案
<p>横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例 平成 30 年 3 月 27 日横浜市条例第 37 号</p> <p>（第 1 条から第 12 条まで省略）</p> <p>附則 （第 1 項及び第 2 項省略）</p> <p>（管理者に係る経過措置）</p> <p>3 この条例の施行の日から平成 33 年 3 月 31 日までの間は、第 9 条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準条例第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を指定居宅介護支援等基準条例第 6 条第 1 項に規定する管理者とすることができる。</p> <p>【新設】</p> <p>4 （本文省略）</p>	<p>横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例 平成 30 年 3 月 27 日横浜市条例第 37 号</p> <p>（第 1 条から第 12 条まで省略）</p> <p>附則 （第 1 項及び第 2 項省略）</p> <p>（管理者に係る経過措置）</p> <p>3 この条例の施行の日から令和 9 年 3 月 31 日までの間は、第 9 条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準条例第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を指定居宅介護支援等基準条例第 6 条第 1 項に規定する管理者とすることができる。</p> <p>4 <u>令和 3 年 4 月 1 日以後における前項の規定の適用については、前項中「第 9 条」とあるのは「令和 3 年 3 月 31 日までに介護保険法第 46 条第 1 項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における指定居宅介護支援等基準条例第 6 条第 1 項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第 9 条」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を指定居宅介護支援等基準条例第 6 条第 1 項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。</u></p> <p>5 （本文省略）</p>

